

令和3年度 第1回酒田市障がい者施策推進協議会並びに  
酒田市障がい者地域自立支援協議会  
【書面開催】

○協議資料

(1) 第4期酒田市障がい者福祉計画の進捗状況について	7
(2) 第5期酒田市障がい福祉計画	
第1期酒田市障がい児福祉計画の実績について	21
(3) 専門部会の活動状況等について	35
(4) 障がい者の就労状況について	37
(5) あおぞら、かでるの支援状況について	38
(6) その他（情報交換）	
・N E T 119 緊急通報システム	41

（消防本部通信指令課より）

第4期酒田市障がい者福祉計画進捗状況調査票(R2)

基本目標	重点目標	主要な施策（計画策定時）	進捗状況（具体的実施内容）	
			担当課	課題及び今後の方向性
	(2) 相談支援の充実、情報の利用(アセサリティ)	①相談支援の充実 国の障がい者福祉制度改訂が段階的に行われる中、障がい者やサービス等を利用することによって生活する際の相談は、ますます必要になります。そのため、関係機関によるネットワークを進め、相談支援の充実を図る必要があります。 これまで本市では、市相談支援事業を「あおぞら」に委託し、連携などでの相談nettワークをつけてきました。加えて、平成24年4月からは、障害者自立支援法やサービスなどの相談nettワークをつけています。また、障がい児童相談支援事業所の作成を利用する場合、サービス等利用計画（障がい児童支援利用計画）の作成をする場合等、申請者の居宅等を定期的に訪問）をする指定相談センター（計画作成後、支援事業者と障がい当事者による各種相談業者相談員を配置し、障がい当事者による各種相談業務を行っています。また、地域による各種相談業務を行っています。また、新規看護院に合わせて、福祉総合窓口の在り方が検討されています。	福祉課	酒田市議会が、「おおぞら」と連携し、総合的な相談支援の充実を図ります。そのため、市直営の相談事業所が複数開設されたことや、市、県自立支援体制の構築をめぐらして、相談支援事業所はまだ少ない、関係機関との連携を進めています。また、自立支援協議会の事務局として、相談支援専門員相談員の資質向上に努めています。
	(2) 相談支援の充実、情報の利用(アセサリティ)	②相談支援の充実 市相談事業実施委託先「あおぞら」と連携し、アマネシメントで対応していきます。 これまでの相談支援事業所はまだ少ない、関係機関との連携を進めています。また、緊急時等の相談支援拠点として、相談支援部会を開催し、管内相談員の連携を進めています。	福祉課	地域自立支援協議会において、個別の困難についても地域の課題として位置づけ、関係機関との連携を進めます。また、緊急時の相談支援拠点の整備が必要である。
	(2) 相談支援の充実、情報の利用(アセサリティ)	③相談支援の充実 「ほほえみの街」や、障がい者の情報発信制度を紹介した冊子「ほほえみの街」や、障がい者の外出や各施設利用等を促す「山形ユニバーサルデザイン情報マップ」、「福祉マップ」などの情報提供を継続するとともに、誰もが容易に情報を入手できるよう、アクセシビリティに配慮したホームページを作成しています。 今後は、障がい者への情報提供として、音声・視覚等による情報発行は継続するとともに、必要な情報コードによる情報提供も行うなど、障がい者の状態に応じて必要な情報が得られるようになります。また、聴覚障がい者のコミュニケーション手段の確保のために、手話奉仕員の養成・派遣及び要約筆記奉仕員の派遣を引き続き実施します。	市長公室 議会事務局 福祉課	今後も情報収集に努めながら制度の一層の理解と開拓を図ることが必須となる。多様な媒体を活用していくとともに、「ほほえみの街」についても内容を随時見直し更新しながら配布を行います。また、音声コード活用文書がまだ少ないことが課題であり、視覚障がい者等への情報提供をより充実するため活用文書の拡大に努めています。
	(2) 相談支援の充実、情報の利用(アセサリティ)	④相談支援の充実 なお、市広報やホームページによる情報提供のほか、各種障がい者福祉制度を紹介した冊子「ほほえみの街」や、特需情報、音声・点字による広報、雑誌を発行し、各種制度の理解と周知を図っています。 もが利用しやすいように整備された施設を紹介する「山形ユニバーサルデザイン情報マップ」を作成しているほか、民間事業所でも、障がい者用トイレ、駐車スペース等の情報を記載します。 今後は、情報提供の充実とともに、情報の利用しやすさが大切です。	市長公室 議会事務局 福祉課	今後も情報収集に努めながら制度の一層の理解と開拓を図ることが必須となる。多様な媒体を活用していくとともに、「ほほえみの街」についても内容を随時見直し更新しながら配布を行います。また、音声コード活用文書がまだ少ないことが課題であり、視覚障がい者等への情報提供をより充実するため活用文書の拡大に努めています。

基本目標	重点目標 (3)保健・医療・福祉の連携・充実	現状と課題（計画策定期）	主要な施策（計画策定期）	進捗状況（具体的な実施内容）	課題及び今後の方針性
		発病後に障がいを伴う可能性が高い疾患として、がん、心臓病、脳梗塞などがあげられます。健康な生活を送るために、生活習慣を改善し、疾病予防に努めると同時に、早期発見、早期治療、早期回復等が重要な要素となります。また、たとえ障がいを有する場合でも、可能な限り、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、保健・医療・福祉が連携し、包括的な支援を実施することは非常に重要です。本市においては平成2.3年度に「新健康さかだち2.1計画」を策定し、種々の健康増進施策を展開しています。	○健康増進活動の推進 疾病予防に向け、健診受診率を高めるための周知活動をはじめ、「新健康さかだち2.1計画」にある各種健康増進策を着実に進めるこことで、意気や尊厳が保たれ、安心して生活ができるよう保健活動を推進します。	健康課	令和2年度においては健診受診率を高めるために、一定年齢の住民に乳がん・子宮がん検診の舞科クーポン券を送付した。加えて、41歳の方にどり検診とセントラル検査のクーポン券を送付し、胃がんの予防と早期発見に努めている。
		や障がいのある場合はオロロー教室による乳幼児健診の実施を促しています。事故や疾患で障がいを持つた方に针对しては、心身機能の維持回復訓練としてのリハビリ教室を開催しております。近年はストレス社会ともいわれ、うつ病などの精神疾患については、「ここでの健康相談」を実施、保健所や医療機関などと連携活動に努めています。また、平成2.3年には県立こころの医療センターと連携し、増加、多様化する精神疾患への対応の強化が求められています。	○保健・医療連携体制の充実 保健・医療連携により、乳幼児健診等での障がいの早期発見やその後の療育体制を充実します。医療、リハビリテーション（※）に関する相談体制の充実に努め、適切な医療やリハビリテーションが受けられるよう支援を行います。市民向けの「ここでの健康相談」を充実しながら、精神疾患などと連携活動を進めます。また、県立こころの医療センターが開院したところの医療セミナーを実施する精神疾患への対応の強化が求められています。	1歳6か月児健診のオロロー教室は、8回開催し、延べ65名が参加した。発達障がい等の早期発見と適切な支援に努めることも、子どもに立ったかわり方について、相談・支援を行っている。	健診の間診項目は、必要時見直していくとともに、気になる子の支援については、福祉、医療の関係機関と連携しながら、保護者の視点に立った支援体制が整うよう、介護認定非該当者や障害者自立支援法で救済できない方を対象者として、今後も事業を継続していく必要があります。相談事業をみながら、より市民が利用しやすい相談体制と障害事業を検討していく。

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定時）	主要な施策（計画策定期）	進歩状況（具体的実施内容）	
				担当課	課題及び今後の方針生
		<p><b>障がい福祉サービス等の充実</b></p> <p>障がい福祉サービス等については、各サービスにつけては、地域で利用者が適切なサービスを受けるよう、市内には居住支援事業所が、訪問介護、自立訓練及び就労支援などをして生活介護、民間系サービスとして生活介護、自立訓練及び就労支援などを提供しています。(また、居住支援事業)は、地域資源の整備促進と質の向上を図ります。</p> <p>障がい児支援については、児童発達支援センター(群馬県の地域支援センター)はまなし学園の地域支援(保育所等訪問支援、相談支援)などの充実に向けた体制整備や、放課後等デイサービスの充実、短期入院への専門的な支援や、在宅介護がいる者に対する支援機能の整備が求められています。</p> <p>障がい児支援においては、「児童発達支援センター」が、放課後等デイサービス事業所が、放課後等デイサービスなども実施しています。また、地域生活支援事業として、創作的活動による「地域活動支援センター」、障がい者の日常生活の便益を促進する「移動支援事業」、日常生活に学び改善等から「移動支援」、日常生活に学び改善等から「移動支援」など各種事業を実施しています。</p> <p>他にも、「在宅介護セシター」として、「補助具費支給」、「住宅福祉機器設置事業」や、「障がい者ほほとふくし券」などの事業を行っています。</p>	福祉課	<p>現在指定期間は市内 20カ所のグループホームがあり、ケアホームが 5 9名などとなっています。地域住民との意見調整が行われて、市とともに理解が得られるよう、市としても必要な事例を理解しながら支援していく必要があります。地域生活支援拠点等については、令和元年12月に地域生活支援部会を開催し、地域の状況・課題等の協議を行った。</p> <p>地域生活支援事業として取り組んでいる各種事業においては、一定の成果を上げています。ニーズや必要性を考慮しては実績実績取り組みや既存事業についても含めながら支援していく必要があります。</p> <p>個別の困難ケースはあおぞらはじめ特に、個別の困難ケースを行ってきたが、今後は、地域自立支援協議会の位置づけの中で、そこからの地域課題の解決に向けて行く必要があります。</p>	
		<p><b>障がい福祉サービス等の充実</b></p> <p>障がい福祉サービス等については、各サービスにつけては、地域で利用者が適切なサービスを受けるよう、市内には居住支援事業所が、訪問介護、自立訓練及び就労支援などを提供しています。(また、居住支援事業)は、地域資源の整備促進と質の向上を図ります。</p> <p>障がい児支援については、児童発達支援センター(群馬県の地域支援センター)はまなし学園の地域支援(保育所等訪問支援、相談支援)などの充実に向けた体制整備や、放課後等デイサービスの充実、短期入院への専門的な支援や、在宅介護がいる者に対する支援機能の整備が求められています。</p> <p>障がい児支援においては、「児童発達支援センター」が、放課後等デイサービス事業所が、放課後等デイサービスなども実施しています。また、地域生活支援事業として、創作的活動による「地域活動支援センター」、日常生活に学び改善等から「移動支援」、日常生活に学び改善等から「移動支援」など各種事業を実施しています。</p> <p>他にも、「在宅介護セシター」として、「補助具費支給」、「住宅福祉機器設置事業」や、「障がい者ほほとふくし券」などの事業を行っています。</p>	<p><b>障がい福祉サービス等の充実</b></p> <p>障がい福祉サービス等については、各サービスにつけては、地域で利用者が適切なサービスを受けるよう、市内には居住支援事業所が、訪問介護、自立訓練及び就労支援などを提供しています。(また、居住支援事業)は、地域資源の整備促進と質の向上を図ります。</p> <p>障がい児支援については、児童発達支援センター(群馬県の地域支援センター)はまなし学園の地域支援(保育所等訪問支援、相談支援)などの充実に向けた体制整備や、放課後等デイサービスの充実、短期入院への専門的な支援や、在宅介護がいる者に対する支援機能の整備が求められています。</p> <p>障がい児支援においては、「児童発達支援センター」が、放課後等デイサービス事業所が、放課後等デイサービスなども実施しています。また、地域生活支援事業として、創作的活動による「地域活動支援センター」、日常生活に学び改善等から「移動支援」、日常生活に学び改善等から「移動支援」など各種事業を実施しています。</p> <p>他にも、「在宅介護セシター」として、「補助具費支給」、「住宅福祉機器設置事業」や、「障がい者ほほとふくし券」などの事業を行っています。</p>	福祉課	<p>現在指定期間は市内 20カ所のグループホームがあり、ケアホームが 5 9名などとなっています。地域住民との意見調整が行われて、市とともに理解が得られるよう、市としても必要な事例を理解しながら支援していく必要があります。地域生活支援部会で協議を行い、整備していく。</p> <p>地域生活支援事業として取り組んでいる各種事業においては、一定の成果を上げています。ニーズや必要性を考慮しては実績実績取り組みや既存事業についても含めながら支援していく必要があります。</p> <p>個別の困難ケースはあおぞらはじめ特に、個別の困難ケースを行ってきたが、今後は、地域自立支援協議会の位置づけの中で、そこからの地域課題の解決に向けて行く必要があります。</p>

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定時）	主要な施策（計画策定期）	進捗状況（具体的実施内容）	課題及び今後の方針
		本市では少子高齢化が急速に進んでいます。65歳を迎えた高齢期優先の原則のため、障がい者の高齢化が進展しています。介護保険サービスから介護保険サービスへ移行を考える必要があるが、地域内系機関への支援の内容が異なること、支援の引継ぎがスムーズに行われないことがあるという課題があげられます。また、高齢障がい者の受け入れは全国的に質的・量的充実も求められています。	○高齢化に応じた支援 市は、介護サービス計画を作成する介護支援専門員と障がい福祉サービス等利用計画を作成する相談センターに高齢障がい者への総合包摂支援事業及び支援困難事例等に関する連携強化や、地域内系機関との連携強化などを行った。	担当課 介護保険課 福祉課	令和2年度は、市介護支援専門員新任者研修会を開催した。地域包括支援センターや、高齢障がい者への総合包摂支援事業及び支援困難事例等でのサポートを行った。
	(4) 様々な障がいへの対応の強化	重症心身障がい児（者）について、庄内地域において入院療養に適応可能な医療機関がないことから、山形市、米沢市や県外の病院で療養治療を行っており、本人及び家族の負担が大きくなっています。そのため、平成20年1月から日本海総合病院では、障がい福祉サービスとして「短期入所」を開始しているが、さらには地域で家族が見守ることができる体制の整備が望まれています。	○重症心身障がい児（者）支援体制の充実 県では、常時医療的ケアを要する重症心身障がい児（者）の受け入れ充実のため、総合看護訓練センターに新たに医療機関を整備しています。庄内地域における重症心身障がい児（者）の入院療養床の確保に向けて、支援を行います。	担当課 福祉課	手をつなぐ育成会等の意見を開きながら、総合看護訓練センター内支所の機械通気装置がい患者に対する設備充実について、県健康福祉部等関係機関に働きかけていく。
		また、新たな「障がい」として、「脳梗塞がい」（※）とともに「高次脳機能障がい（※）」への対応が求められています。「高次脳機能障がい」の発症率は、脳卒中や頭部外傷などの原因により、記憶障がい、認知障がい、遂行機能障がい、社会生活や日常生活への適応に困難を伴う障がいです。これららの症状は、一見しただけではわからず、本人や家族、医療関係者等の間でもなかなか理解されにくいことがあります。本県には、支援拠点機関として2箇所の高次脳機能障がい者支援センターがあり、専門相談窓口としてサポートをしています。	○高次脳機能障がい者支援の推進 高次脳機能障がい者に対する理解促進を図るためにも、高次脳機能障がい者支援センターによる支援への協力をています。	担当課 福祉課	高次脳機能障がい者からの相談に対し、高次脳機能障がい者支援センターの紹介を行って、高次脳機能障がい者支援センターなど制度の活用を図った。平成2年1月から高次脳機能障がい者支援センター（庄内）が設置されている。
		難病患者の在宅療養を継続させるには、安定した療養生活の確保と生活の向上が重要です。保健所が中心となるて患者個々の症状に応じた支援計画の策定や医療相談会、訪問相談などを通じて療養生活の支援が行われているほか、山形県難病相談支援センターでは、難病患者・家族が抱える療養上・生活上の不安や悩みなどについての相談、各種支援が行われています。また、病状の悪化等における受入病院の確保を図るために医療機関によるネットワーク（山形県難病医療ネットワーク）があります。なお、平成26年5月に「難疾法」が成立し、指定難病等に關する法律、「難疾法」が成立し、指定難病の110疾患が医療費の助成対象となつて、医療費の110疾患に対する新たな公平かつ安定的な医療費が、難病患者に対する医療費が支給されています。また、医療費が支給される疾病（151疾患）についても、指定難病の対象となる疾病（151疾患）について検討が進められています。	○難病患者支援の円滑な実施 平成25年4月の障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者の範囲に難病患者が追加され、障がい患者がサービス、補装具及び日常生活用具などを利用することが可能となつた。それにより、障がい患者の症状を踏まえて、スマートな支援につながるよう対応していく。	担当課 福祉課	難病患者には身体障害者手帳を所持している方と所持していない方がいるが、手帳が所持している方は、これまで同様、生活用具などを利用することができます。スマートな支援につながるよう対応していく。

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定期）	主要な施策（計画策定期）	進歩状況（具体的実施内容）	課題及び今後の方向性
				担当課	担当課
2. 自立や社会参加の推進	(1) 教育・療育の充実	<p>「労達障がい」は、生まれながらの脳機能の障がいと考られ、自閉症や注意欠陥・多動性障がい(A D H D)、学習障がい、(L D)などがあります。早期発見、早期療育が成績に良い結果をもたらすことがあります。</p> <p>県内の公立小中学校の通常学級に在籍する労達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は、全体として高い傾向にあります。(平成18年度6.2%、推計値約1,000人)。</p> <p>本市では、平成2.3年度に労達支援室を開設し、臨床心理士などの専門のサポート事業による保育園・幼稚園訪問支援(育ちのサポート事業)、相談機関と連携して例検討会、研修会等を行うとともに、関係機関と連携し、円滑な支援を進めています。</p> <p>市はまだなし学園が住内地域の早期療育の拠点として児童発達支援センター酒田市はまなし学園にて、児童発達支援(まつみ教室)の設置を進めています。平成20年度から看護師の役割を担っており、児童発達支援、相談支援及び日中一時支援を行っています。また、看護師の配配置により、保育所等訪問支援、看護師の負担が軽減しています。</p>	<p>○就学前からの支援の充実</p> <p>就学前においては、「労達支援室(育ちのサポート事務)を継続し、早期発見、適切な効果向上に努めます。また、園関係職員の資質向上に努めます。子どもや保護者に対する理解を深めます。子供たちの将来の自立に向けて、最も身近な支援者の役割をより多くともに、アレントトレーニングを開催し、保護者支援を充実します。</p> <p>就学前においては、「就学前相談会」など関係機関との連携を強化し、小学校への引き継ぎを実現します。</p> <p>児童発達支援センター酒田市はまなし学園においては、職員研修等を実施し、今後も療育機能の充実・強化を図っていきます。</p>	<p>課題期における支援は充実されつつあるが、学年別に小学校から中学校、中学校から高等学年、高等学校から成人期と、それぞれのステージごとに支援者が変わることが多い状況がございました。また、園関係職員が引き継がれが困難とした支機能が弱い状況があつた。そのため労達支援室においては改善が進んでいます。しかし、家庭が大きな不安を抱えている状況があります。そのため労達支援室と連携を図りながら生涯にわたり支援する体制の構築に努めている。はまなし学園においては、様々な機関との連携を通じて、各関係機関と連携を図りながら生涯にわたり研修を重ね、様々なニーズに応えていくことが重要である。</p>	

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定期時）	主要な施策（計画策定期時）	進捗状況（具体的な実施内容）	課題及び今後の方向性
		<p>就学児について、は、該当児童の在籍する小学校に特別支援学級（※）、浜田小学校の専門的研修などによる指導力の向上や特別支援教育巡回相談員などによる相談体制の一層の充実を図ります。</p> <p>通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒については、集団の中で適切な支援を行っていいく必要があります。そのため、一人ひとりの特徴的な教育的ニーズに応える教室内環境や教材・教具等、ユニバーサルデザインの観点を取り入れた授業づくり（※）に努めます。</p> <p>また、必要に応じ、個別の指導計画を作成したり、関係機関との連携を進めます。</p> <p>支援を充実させています。</p>	<p>○特別支援教育の充実</p> <p>特別支援教育の充実に向け、教員の専門的研修などによる指導力の向上や特別支援教育巡回相談員などによる相談体制の一層の充実を図ります。</p> <p>通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒については、集団の中で適切な支援を行っていいく必要があります。そのため、一人ひとりの特徴的な教育的ニーズに応える教室内環境や教材・教具等、ユニバーサルデザインの観点を取り入れた授業づくり（※）に努めます。</p> <p>また、必要に応じ、個別の指導計画を作成したり、関係機関との連携を進めます。</p> <p>支援を充実させています。</p>	<p>特別支援コーディネーターによる年3回開催会と相談体制の充実により、継続して指導者の向上を図る。</p> <p>児童生徒一人一人の実態とニーズに応じた支援ができるよう、継続して相談、指導、助言を行っていく。</p> <p>近年、特別な配慮を要する児童生徒による不登校、問題行動、家庭内問題等のトータルが各学校に増加している現状に、指導主事が助言が行われたり、学校に対して巡回相談員が助言が行われたり、学校に対して巡回相談員が増大している。人的支援したたりするケースが増大している。</p> <p>とともに各関係機関との連携がこれまで以上に求められている。</p>	

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定期）	主要な施策（計画策定期）	進捗状況（具体的な実施内容）		課題及び今後の方向性
				担当課	実施状況	
		車両の教育機関としては、平成2・3年度に開校した酒田特別支援学校（※）のほか、鶴岡養護学校、鶴岡高等養護学校、山形盲学校などがあり、一人ひとりの教育的ニーズに応じた授業が行われ、社会参加に向けた教育が行なわれています。	○特別支援学校における教育の充実	学校教育課	原薙生徒の実態にあつた教育課程と教育施設を検討し、有効に活用できるよう、市の就学支援の状況や、障がい者の学習環境について個々の学習課題の提供についていく。また、個々の学習課題の提供について継続して県に要望していく。	原薙生徒の実態にあつた教育課程と教育施設を検討し、有効に活用できるよう、市の就学支援の状況や、障がい者の学習環境について個々の教育的ニーズに応じた学習環境の提供について継続して県に要望していく。
		乳幼児期から学年輪期、就労期に、それぞれの活動の場に応じた適切な支援を一生懸命に取り組んでおり、卒業後は社会生活に移行する前の重要な時期であり、一人ひとりの継続的な支援ができます。	○生涯を通じた支援の充実	福祉課	生涯を通じた一貫して情報収集と支援体制の充実などを目的とした「発達の年齢から学年輪期まで」に発達支援装置をもつての年齢広い相談員による専門的に対応できる体制を構築している。	原薙生徒の実態にあつた教育課程と教育施設を検討し、有効に活用できるよう、市の就学支援の状況や、障がい者の学習環境について個々の教育的ニーズに応じた学習環境の提供について継続して県に要望していく。
		(2) 雇用・就労の促進	○障がい者の雇用促進	商工連携課 福祉課	9月の「福がい者雇用支援月間」に合わせ、市広報紙「私の街さかた（9月1日号）」へ記事掲載を通じて、障がい者の職業的自立を促進する下記の事業を周知した。	原薙生徒の実態にあつた教育課程と教育施設を検討し、有効に活用できるよう、市の就学支援の状況や、障がい者の学習環境について個々の教育的ニーズに応じた学習環境の提供について継続して県に要望していく。
			（2）雇用・就労の促進	経済基盤となる雇用・就労の促進	庄内地域障がい者就労活動活性化協議会等によるハローワーク、山形県、庄内障害者就労生活支援センター（※）（かでる）等の関係機関と連携がいのある人の多様な働き方に対する対応を行なっています。	庄内地域障がい者就労活性化協議会や庄内障害者就労生活支援センター間連絡会議等による連携強化と連携、関係機関による理解促進と、就労へとつなげていく必要がある。新たなネットワークとして地域自立支援協議会のなかでも支援の在り方を検討する必要がある。

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定時）	主要な施策（計画策定期）	進歩状況（具体的実施内容）	課題及び今後の方針性
酒田管内の障がい者雇用率は2・0・7%（平成26年6月1日現在）と、全国1・8・2%（平成26年6月1日現在）と、上回り大きく、達成企業の割合も6・8・8%を（7社中10・9社中）となっていますが、障がい者の雇用率は依然として高い状況にあります。事業主に対する雇用率を図ります。（※）山形大会の開催を契機に、障がい者の職業能力を深め、雇用の促進と地位向上を目指します。	○ <b>雇用への理解促進</b>	酒田湾課 福祉課	9月の障がい者雇用支援月間にあわせ、「障がい者の職業能力を深め、雇用につなげるため、法定雇用率や各種助成制度についての周知を図ります。（※）山形大会の開催を契機に、障がい者の雇用率を促進する下記の事業を展開しました。 ①特定求職者雇用開始助成金（障がい者ライアル雇用開始助成金） ②トライアル雇用開始助成金（アルコース） ③作業施設費等助成金 ④障がい者職員美習習事業 ⑤ジョブコーチ事業 障がい者の雇用率が困難な状況によっては一般就労が困難な場合も多いため、障害者総合支援法の福利厚生の場の確保や、工賃向上のための「障がい者バザー」を開催しました。	市広報「私の拘り」へ、「障がい者の職業能力を深め、雇用につなげるため、法定雇用率や各種助成制度についての周知を図ります。（※）山形大会の開催を契機に、障がい者の雇用率を促進する下記の事業を展開しました。 ①特定求職者雇用開始助成金（障がい者ライアル雇用開始助成金） ②トライアル雇用開始助成金（アルコース） ③作業施設費等助成金 ④障がい者職員美習習事業 ⑤ジョブコーチ事業 障がい者の雇用率が困難な状況によっては一般就労が困難な場合も多いため、障害者総合支援法の福利厚生の場の確保や、工賃向上のための「障がい者バザー」を開催しました。	引き続き、市広報への記事掲載等により、障がい者の職業能力を深め、雇用につなげるため、法定雇用率や各種助成制度についての周知を図ります。（※）山形大会の開催を契機に、障がい者の雇用率を促進する下記の事業を展開しました。 ①特定求職者雇用開始助成金（障がい者ライアル雇用開始助成金） ②トライアル雇用開始助成金（アルコース） ③作業施設費等助成金 ④障がい者職員美習習事業 ⑤ジョブコーチ事業 障がい者の雇用率が困難な状況によっては一般就労が困難な場合も多いため、障害者総合支援法の福利厚生の場の確保や、工賃向上のための「障がい者バザー」を開催しました。
一方、障がいの状況によっては一般就労が困難な場合も多いため、福祉的就労などを通じて、職業知識や能力向上への支援が行われています。しかし事業所間に大きな移行支援の実績じて、地域間・事業所間に大きな差が生じています。また、工賃向上に、就労支援の向こう側に取り組んでいます。（B型）」事業所による平成24年度に就労継続支援「非雇用型（B型）」事業に着手し、同年に策定した「山形県工賃向上計画」においては、障がい者バザー等に取り組んでいます。（B型）」事業所による平成24年度に就労継続支援「非雇用型（B型）」事業に着手し、同年に策定した「山形県工賃向上計画」においては、障がい者バザー等に取り組んでいます。（B型）」事業所による平成24年度に就労継続支援「非雇用型（B型）」事業に着手し、同年に策定した「山形県工賃向上計画」においては、障がい者バザー等に取り組んでいます。（B型）」事業所による平成24年度に就労継続支援「非雇用型（B型）」事業に着手し、同年に策定した「山形県工賃向上計画」においては、障がい者バザー等に取り組んでいます。（B型）」事業所による平成24年度に就労継続支援「非雇用型（B型）」事業に着手し、同年に策定した「山形県工賃向上計画」においては、障がい者バザー等に取り組んでいます。（B型）」事業所による平成24年度に就労継続支援「非雇用型（B型）」事業に着手し、同年に策定した「山形県工賃向上計画」においては、障がい者バザー等に取り組んでいます。（B型）」事業所による平成24年度に就効率化協議会等による関係機関等のネットワークを活用し、一般就労事業所による研修など、就労支援員の資質向上に努めます。	○ <b>福祉的就労への支援</b>	福祉課	市内には、福祉的就労として就労継続支援事業は1事業所、就労移行支援事業所は3事業所ある。B型事業所は、就労移行支援事業所はA型事業所、就労移行支援事業所は減少傾向にある。就業・生活支援センター（かどり組んでもいる。商品PRイベントとして、令和2年度は市役所内の「障がい者バザー」を行ってますが、新型コロナ感染症の影響で、中止となつた。市役所では、「障がい者スポーツ大会」は中止となつた。	福祉的就労労働は山形県が全国最下位である。県内でも庄内障害者就業・生活連携センター（かどり）との取組みなど、情報提供を行っている。さらに、市役所での「えーる」の利用・販路拡大、商品PRイベントとして、令和2年度は市役所内の「障がい者バザー」を行ってますが、新型コロナ感染症の影響で、中止となつた。市役所では、「障がい者スポーツ大会」は中止となつた。	

基本目標	(3) スポーツ・レクリエーション・芸術・文化活動の振興	現状と課題(専門策定時)	主要な施策(計画策定時)	進歩状況(具体的な実施内容)
		本市は、市民「ひとり1スボーツ」の推進、「いつでも」「どこでも」「たれども」生涯学習や文化芸術活動を行える環境の整備に努めています。スポーツがいきたい者、身体障がい者、精神障がい者、高齢者等の参加を第一に、各種のレクリエーション活動について支援します。	○スポーツ・レクリエーションの振興 ○障がい者の芸術・文化活動の振興	○平成31年3月に策定した「スボーツ推進計画」では次の4つの施策を掲げ取り組んでいます。 ①障がい者スポーツの環境づくり（場の確保・種目の普及）、②障がい者スポーツの指導者育成、③障がい者スポーツの連携協力。 ○令和2年度では、酒田市障がい者福祉会や山形県障がい者スポーツ協会と連携協力を深めるとともに、より一層の周知と推進を行います。障がい者の活動に対する理解を図ることを深めることで、酒田市障がい者福祉会や山形県障がい者スポーツ協会が継続して活動できるよう支援をしていく。
3 安全で安心して生活できるまちづくり	(1) パリアフレーリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	課題及び今後の方針性	課題及び今後の方針性	法的規制から外れる建築部分について、は、「新パリアフレーリー法」や「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に基づいた施設整備等に努めます。また、パリアフレーリー等によるまちづくりの推進に立ったまちづくりの実現には、市民全員の意識の醸成が図らなければなりません。

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定期）	主要な施策（計画策定期）	進歩状況（具体的実施内容）		課題及び今後の方針生
				担当課	担当課	
○公共施設のパリアフリー	国では、平成18年に「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合して内容を拡充した。「高齢者、障害者等の移動等の促進に関する法律」(パリアフリー新法)を施行し、県では平成20年に「山形県民のまちづくり条例(※)」に改正して、障がい者や高齢者などが多く利用する施設や公共交通機関のパリアフリーを進めています。	本県の各公共施設においても、これに適合させて既存建物の段差解消、施設入り口のスロープ設置、障がい者用トイレや障がい者用駐車車両、中町交流会館が進んでいます。また、車いす利用に配慮した点字誘導プロック等の整備をしています。	建築課 土木課・整備課 都市市デザイ 福祉課	建物の新築又は一定規模の建築については、新築が、既存建物に合わせて、段差が少ないとしない歩道や点字ブロックの整備を推進するとのことはや公園園の改修に合わせています。特に歩道と車道との段差が大きい交差点についてのパリアフリー化を促進している。特に歩道や自動ドアの設置、多目的トイレの新設など、歩道を整備する場合や歩道の段差が小さくなるよう歩道と歩道との段差が解消されています。	近年までの歩道整備については、歩行者などの安全性を確保するため、歩道幅の増加を行ない歩道を設置してきた。歩道幅の増加を行ない歩道を設置するためには段差があるが、多額の改修費用を要するところが多くなるが、段差解消のため困難な状況である。新たな歩道を設置する場合や歩道の改修を行う場合に、歩道と車道の段差が小さくなるよう歩道の段差が解消を図っている。	近年人間の歩道整備につけては、歩行者などの歩道を設置してきた。歩道幅の増加を行ない歩道を設置するためには段差があるが、多額の改修費用を要するところが多くなるが、段差解消のため困難な状況である。新たな歩道を設置する場合や歩道の改修が小規模な場合は、玄関の段差が解消や自動ドアの設置、多目的トイレの新設など、歩道を整備する場合や歩道との段差が小さくなるよう歩道の段差が解消を図っている。
○民間建物のパリアフリー	「高齢者や高齢者などが多く利用する公共施設のパリアフリーを進めています。改良が少ないとしない歩道や点字ブロックの整備を推進するとともに、自転車、看板、商品陳列などで歩行の障がいなどからならないよう、道路利用者のモラルを高める啓発に努めます。公園等については、手すりやスロープの設置、障がい者用トイレ、障がい者用駐車車両へ一部の整備を推進します。公営住宅の改築にあたっては、エレベーターや障がい者用駐車車両などパリアフリーを推進します。	本県の各公共施設においても、これに適合させて既存建物の段差解消、施設入り口のスロープ設置、障がい者用トイレや障がい者用駐車車両、中町交流会館が進んでいます。また、車いす利用に配慮した点字誘導プロック等の整備を進めています。	建築課 福祉課	不特定多数が利用する民間建物は、新パリアフリーにおいて一定規模の特別定建築物を運営する場合に基準への適合が義務付けられています。住宅リフォーム総合支援事業（建設課）では、一般住宅のパリアフリー工事に対して助成を行っています。	一般住宅の各種住宅助成制度について、今後も総合的なパンフレットを継続して作成し、市民や施工者への周知に努め、利用促進を図ります。	不特定多数が利用する民間建物は、新パリアフリーにおいて一定規模の特別定建築物を運営する場合に基準への適合が義務付けられています。住宅リフォーム総合支援事業（建設課）では、一般住宅のパリアフリー工事に対して助成を行っています。
○民間建物のパリアフリー	「高齢者や高齢者などが多く利用する公共施設のパリアフリーを進めています。改良が少ないとしない歩道や点字ブロックの整備を推進するとともに、自転車、看板、商品陳列などで歩行の障がいなどからならないよう、道路利用者のモラルを高める啓発に努めます。公園等については、手すりやスロープの設置、障がい者用トイレ、障がい者用駐車車両へ一部の整備を推進します。公営住宅の改築にあたっては、エレベーターや障がい者用駐車車両などパリアフリーを推進します。	本県の各公共施設においても、これに適合させて既存建物の段差解消、施設入り口のスロープ設置、障がい者用トイレや障がい者用駐車車両、中町交流会館が進んでいます。また、車いす利用に配慮した点字誘導プロック等の整備を進めています。	建築課 福祉課	不特定多数が利用する民間建物は、新パリアフリーにおいて一定規模の特別定建築物を運営する場合に基準への適合が義務付けられています。住宅リフォーム総合支援事業（建設課）では、一般住宅のパリアフリー工事に対して助成を行っています。	一般住宅の各種住宅助成制度について、今後も総合的なパンフレットを継続して作成し、市民や施工者への周知に努め、利用促進を図ります。	不特定多数が利用する民間建物は、新パリアフリーにおいて一定規模の特別定建築物を運営する場合に基準への適合が義務付けられています。住宅リフォーム総合支援事業（建設課）では、一般住宅のパリアフリー工事に対して助成を行っています。
○移動・交通手段のパリアフリー	「高齢者や高齢者などが多く利用する公共施設のパリアフリーを進めています。改良が少ないとしない歩道や点字ブロックの整備を推進するとともに、自転車、看板、商品陳列などで歩行の障がいなどからならないよう、道路利用者のモラルを高める啓発に努めます。公園等については、手すりやスロープの設置、障がい者用トイレ、障がい者用駐車車両へ一部の整備を推進します。公営住宅の改築にあたっては、エレベーターや障がい者用駐車車両などパリアフリーを推進します。	本県の各公共施設においても、これに適合させて既存建物の段差解消、施設入り口のスロープ設置、障がい者用トイレや障がい者用駐車車両、中町交流会館が進んでいます。また、車いす利用に配慮した点字誘導プロック等の整備を進めています。	建築課 土木課・整備課 都市市デザイ 福祉課	移動面においては、「るんるんバス」としており、「るんるんバス」は、車いす対応の低床バスとしており、民間でも同様のバスが導入されています。他にも、「ほつとくし券」でのタクシー利用や支援事業で外出時の移動支援などを行っており、公共交通機関としての助成を継続していく必要があります。	市内では、ノンステップバスが走行できなくとも、同車両の状況において、ノンステップバス導入済みである。また、屋外での移動が困難な障がい者、または障がい児に対する外出のため以下のような支援事業を行っている。 ○車両移送型委託分 525回 ・個別支援型 利用者2名 ・障がい児通所支援車両移送型給付分 32回	移動面においては、「るんるんバス」としており、「るんるんバス」は、車いす対応の低床バスとしており、民間でも同様のバスが導入されています。他にも、「ほつとくし券」でのタクシー利用や支援事業で外出時の移動支援などを行っており、公共交通機関としての助成を継続していく必要があります。

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定期）	主要な施策（計画策定期）	課題及び今後の方向性	
				担当課	進捗状況（具体的実施内容）
(2) ボランティア活動の促進	障がいのある人をはじめ、家族やサポーターが地域で活動できる環境を実現するため、行政の支援などによる心からボランティア活動の実現が重要です。本市は、「公益育成会」を通じて、古くからボランティア活動を実施するなど、市民へのボランティア活動に対する啓発・情報提供や学区協議会における「新・草の根事業」を推進します。	障がいのある人をはじめ、家族やサポーターが地域で活動できる環境を実現するため、行政の支援などによる心からボランティア活動の実現が重要です。本市は、「公益育成会」を通じて、古くからボランティア活動を実施するなど、市民へのボランティア活動に対する啓発・情報提供や学区協議会における「新・草の根事業」を推進します。	○ボランティア活動の促進 地歴でのボランティア活動を足掛かりに、活動拠点となる市公益機能センター（市公益文科大学など）や、ボランティア連絡協議会、東北公益文科大学（社会福祉協議会）、ボランティア連絡協議会、東北公益文科大学など、ボランティア活動を推進する「新・草の根事業」がみられます。	まちづくり 推進課 福祉課	本市の主なボランティア推進については以下のようになります。 ○ボランティア・公益活動センター（R3.3月未現在） ・登録団体／142団体 ・登録利用者数／3,712人 ・情報提供／市広報、市HP、電子メール、交流ひろば掲示版などで随時実施 ○公益活動講師助金（R2年度） ・趣旨／公益のまちづくりに賛同する活動を促進する ・交付事業数／8事業 特に障がい者に関する支援は、以下のようになっています。 ○施設がい者等に対して、コミュニケーション支援事業として、コミュニケーション支援事業を実施。 【利用（派遣）実績と主な内容】 ・医療機関受診、福祉会活動への参加 ・手話奉仕員養成のため、手話奉仕員養成講座（手話教室）を実施。 ・開催時期：6月～3月の全4回 ・受講者18名中、4名修了 ○手話奉仕員養成講座修了者向けにステップアップ講座を実施。 ・開催時期：6月～11月の全20回 ※講師は、市内に在住する聴覚障がい者が担当○酒田市障がい者福祉会のスポーツ大会等では、公益大やボランティアの方が参加している。
(3) 防犯対策の推進、整備	障がい者が地域で安全、安心に生活していくうえで、犯罪や災害に対する心構えが重要です。防犯体制を整備する必要が、危険感や安心感によります。被害者に心構えをもたらすため、市民相談室や消費生活センターでの相談活動をはじめ、消防委員や児童委員、福祉協力員の協力を得て、地域での防犯活動を実施しています。	障がい者が地域で安全、安心に生活していくうえで、犯罪や災害に対する心構えが重要です。防犯体制を整備する必要が、危険感や安心感によります。被害者に心構えをもたらすため、市民相談室や消費生活センターでの相談活動をはじめ、消防委員や児童委員、福祉協力員の協力を得て、地域での防犯活動を実施しています。	○防犯対策の推進 障がいのある人が消費者トラブルや身近な犯罪に巻き込まれず安心して暮らせるよう、防犯広報や出前講座等により今後も啓発活動を行なった。出前講座を障がい者団体、障がい者活動部会、出前講座を障がい者団体、障がい者活動部会、出前講座を障がい者団体、障がい者活動部会等において、悪徳商法等被害防止及び消費生活の対処法について啓発した。	まちづくり 推進課 福祉課	各地区的防犯協会を通じて地域住民の防犯意識の向上と犯罪の未然防止活動を取り組み、市広報やホームページ等で啓発活動を行なった。出前講座を障がい者団体、障がい者活動部会、出前講座を障がい者団体、障がい者活動部会等において、悪徳商法等被害防止及び消費生活の対処法について啓発した。
			(3) 防犯対策の推進、整備	まちづくり 推進課 福祉課	防犯には、地域住民の意識の向上と努力が不可欠である。人口減少、少子高齢化、後見の担い手不足などが進む中、防犯協会の組織化が難しくなっている。 引き続き、地域住民への防犯意識の向上と啓発活動を実施していく。 また、障がい者が消費トラブル等に巻き込まれないように、引き続き警戒していく。

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定時）	主要な施策（計画策定期時）	進捗状況（具体的な実施内容）	課題及び今後の方向性
		<p><b>○防災体制の整備</b></p> <p>災害時には、全国で多くの尊い命が失われましたが、高齢者の安全を確保するため、災害時要援護者（高齢者、身体障害者等）に対する配慮や、避難生活等、様々な面で対応が不十分であったこと指摘されていています。また、高齢者の安全を確保するため、情報発信（連絡手段）、避難所の設置による事務所等で、対応が不十分であります。</p> <p>一方で、災害時に運営する「緊急通報システム」や、火災予防などの通報機器、自動消火器、電磁錠等による事務所等で、対応が不十分であります。</p> <p>また、東日本大震災では、全国で多くの尊い命が失われましたが、高齢者の安全を確保するため、災害時要援護者（高齢者、身体障害者等）に対する配慮や、避難生活等、様々な面で対応が不十分であります。また、高齢者の安全を確保するため、情報発信（連絡手段）、避難所の設置による事務所等で、対応が不十分であります。</p> <p>一方で、災害時に運営する「緊急通報システム」や、火災予防などの通報機器、自動消火器、電磁錠等による事務所等で、対応が不十分であります。</p>	<p><b>○防災体制への支援</b></p> <p>災害時ににおける障がい者や高齢者の安全を確保するため、災害時要援護者（高齢者、身体障害者等）に対する配慮や、避難生活等、様々な面で対応が不十分であります。また、高齢者の安全を確保するため、情報発信（連絡手段）、避難所の設置による事務所等で、対応が不十分であります。</p> <p>一方で、災害時に運営する「緊急通報システム」や、火災予防などの通報機器、自動消火器、電磁錠等による事務所等で、対応が不十分であります。</p>	<p>・要配慮者への支援については、地域における自主防災組織の設立を促し、地域の実情に合った研修、訓練の実施を行っている。</p> <p>【自主防災組織の設立状況】</p> <p>H30年度実現在 96.7%</p> <p>H31年度実現在 95.7%</p> <p>R 2年度実現在 95.7%</p> <p>・地域の防災活動の中心となるリーダーを育成するため、災害図上訓練、出前講習等に加えて、自主防災組織など地域に沿着した組織を対象に防災ガイドブックや津波ハザードマップ等の資料を活用して研修会を開催している。その中で、要配慮者の方々の把握、避難誘導等についての話し合いを実施するなど災害時要援護者避難支援事業者と連携して、災害時要援護者登録した個別台帳の運用を行っており、災害時要援護者登録した自治会では要援護者台帳を活用した防災訓練も行われている。</p> <p>なお、緊急通報システム運営事業について、企業の緊急通報機器の利用を優先させた利用料付は行っていない。</p>	<p>・自主防災組織の組織率100%を目指す。</p> <p>・従来の出前講習に加えて、自主防災組織はより多くの地域、学校、PTA、婦人組織等に防災訓練や研修会などの企画実施を働きかけ、市民の幅広い防災知識の要配慮者がいる必要がある。</p> <p>・コミュニティ援興会ごとに避難所運営マニュアルを策定しており、マニュアルを活用する必要がある。</p> <p>・防災、福祉の連携による避難支援事業では、今後も色帳整備を促進するとともに、防災訓練等に個別避難計画作成の推進する。</p> <p>・災害時要援護者避難支援事業では、今後も色帳の台帳の活用に促進した対応が求められるよう実験など、個別避難計画作成の充実化を進めていく必要がある。</p>
担当課 危機管理課 福祉課		<p><b>○防災体制の整備</b></p> <p>災害時には、全国で多くの尊い命が失われましたが、高齢者の安全を確保するため、災害時要援護者（高齢者、身体障害者等）に対する配慮や、避難生活等、様々な面で対応が不十分であります。また、高齢者の安全を確保するため、情報発信（連絡手段）、避難所の設置による事務所等で、対応が不十分であります。</p> <p>一方で、災害時に運営する「緊急通報システム」や、火災予防などの通報機器、自動消火器、電磁錠等による事務所等で、対応が不十分であります。</p> <p>また、東日本大震災では、全国で多くの尊い命が失われましたが、高齢者の安全を確保するため、災害時要援護者（高齢者、身体障害者等）に対する配慮や、避難生活等、様々な面で対応が不十分であります。また、高齢者の安全を確保するため、情報発信（連絡手段）、避難所の設置による事務所等で、対応が不十分であります。</p> <p>一方で、災害時に運営する「緊急通報システム」や、火災予防などの通報機器、自動消火器、電磁錠等による事務所等で、対応が不十分であります。</p>	<p><b>○差別の解消法への対応</b></p> <p>平成28年4月、「障害者差別解消法」施行に伴い、国は、障がいを理由とする差別の解消が義務づけられることを理由とする差別に関する相談本部の基本方針、県の職員対応要領に即した、本市の職員対応要領の作成について検討を行いました。</p> <p>また、障がいを理由とする差別に関する相談本部の解消の推進に関する取組を効果的かつ円滑に行うため、酒田市障がい者差別解消会議会での協議を重ねて、市民へ周知を継続していく。</p> <p>職員対応要領を策定し職員対象の研修を行ない、窓口等での職員の接遇やサービス向上に努めています。また、福祉課では簡単な手話をできる職員による窓口応対に努めます。</p>	<p>人事課 福祉課</p> <p>(4) 差別の解消と権利擁護の推進</p> <p>平成28年4月、「障害者差別解消法」施行に伴い、国は、障がいを理由とする差別の解消が義務づけられることを理由とする差別に関する相談本部の基本方針、県の職員対応要領に即した、本市の職員対応要領の作成について検討を行いました。</p> <p>また、障がいを理由とする差別に関する相談本部の解消の推進に関する取組を効果的かつ円滑に行うため、酒田市障がい者差別解消会議会での協議を重ねて、市民へ周知を継続していく。</p> <p>職員対応要領を策定し職員対象の研修を行ない、窓口等での職員の接遇やサービス向上に努めています。また、福祉課では簡単な手話をできる職員による窓口応対に努めます。</p>	<p>・自主防災組織の組織率100%を目指す。</p> <p>・従来の出前講習に加えて、自主防災組織はより多くの地域、学校、PTA、婦人組織等に防災訓練や研修会などの企画実施を働きかけ、市民の幅広い防災知識の要配慮者がいる必要がある。</p> <p>・コミュニティ援興会ごとに避難所運営マニュアルを策定しており、マニュアルを活用する必要がある。</p> <p>・防災、福祉の連携による避難支援事業では、今後も色帳の台帳の活用に促進した対応が求められるよう実験など、個別避難計画作成の充実化を進めいく必要がある。</p> <p>・災害時要援護者避難支援事業では、今後も色帳の台帳の活用に促進した対応が求められるよう実験など、個別避難計画作成の充実化を進めいく必要がある。</p> <p>・緊急通報システム運営事業では、自治会等の要配慮者登録した個別台帳の整備を行っており、災害時要援護者登録した自治会では要援護者台帳を活用した防災訓練も行われている。</p> <p>なお、緊急通報システム運営事業について、企業の緊急通報機器の利用を優先させた利用料付は行っていない。</p>

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定期）	主要な施策（計画策定期）	進捗状況（具体的実施内容）		課題及び今後の方向性											
				担当課	相談支援事業所あそぞらでの相談件数は以下のとおり。												
		<p>また、障がい者が地域で自己立した生活を送るうえでは、様々な場面で自己選択や自己判断を要する必要があります。障がい者のための物事を契約や契約、様々な権利行使にない場合には、財産管理や被る可能性があります。そのため、社会福祉協議会では、認知症や知的障がい者の不利益が不十分な方のため、金銭管理などのサービスを行なう「福祉サービス利用援助事業」による支援を行なっています。</p> <p>また、障がい者サービス利用の観点から、成年見制制度（※）を利用することが有用であると認められる障がい者で、成年後見制度の利用が困難であると認められる場合は成年後見制度の利用が困難であると認められる場合は成年後見制度の利用が今後益々増えしていくことと見込まれます。</p> <p>平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者虐待に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行し、本市では障がい者虐待の防止口となる「障がい者虐待防止センター」を設置し、障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援を行なっており、虐待防止の周知、関係機関職員の資質向上、効果的な連携協力体制の充実を行なっています。</p>	<p>日常生活や福祉サービス利用にあたる際は、相談支援事業所、行政等の関係機関が連携し、障がい者自らが適切なサービスを選擇します。また、判断能力が不十分な方のために、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業の周知と推進を支援しています。</p> <p>市広報等を通じ、障がい者虐待防止や通報義務に關する旨、啓発を図ることとともに、市高齢者及び障がい者虐待防止協議会等の迅速かつ効果的な支援に努めます。</p>	福祉課	<table border="1"> <tr> <td>身体障がい</td> <td>21件</td> </tr> <tr> <td>知的障がい</td> <td>32件</td> </tr> <tr> <td>精神障がい</td> <td>33件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>77件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>93件</td> </tr> </table>	身体障がい	21件	知的障がい	32件	精神障がい	33件	その他	77件	計	93件	<p>今後の傾向として、障がい者の父母が高齢になり死亡するなどして、障がい者の成年後見に立てば増えることが予想されるため、それに応じた支援体制を整える必要があります。</p> <p>虐待の対応については、迅速に対応する必要があることから、引き続き、市広報、ホームページを通じ、障がい者虐待する関係・虐待を止める場合の連絡義務等についても、市高齢者及び障がい者虐待防止協議会等の関係機関と連携していくこととします。</p>	
身体障がい	21件																
知的障がい	32件																
精神障がい	33件																
その他	77件																
計	93件																

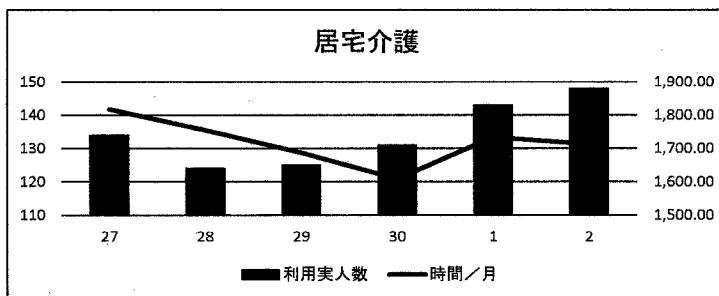
## 【居宅介護】

### 【内容】

ヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排泄、食事などの介助を行います。

### 【対象】

区分1以上。身体介護を伴う通院介助は区分2以上。それに相当する状態の障がい児を含む。



【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数				116	112	108	149	152	155
時間／月				1,405.00	1,258.00	1,126.00	1,699.00	1,682.00	1,666.00
利用延時間				16,860.00	15,096.00	13,512.00	20,388.00	20,184.00	19,992.00
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	134	124	125	131	143	148			
時間／月	1,817.50	1,754.83	1,687.29	1,608.46	1,734.42	1,712.27			
利用延時間	21,810.00	21,058.00	20,247.50	19,301.50	20,813.00	20,547.25			
利用施設数	13	10	10	8	7	7			

	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	92.5%	100.8%	104.8%	109.2%	103.5%	102.2%
時間／月	—	96.6%	96.2%	95.3%	107.8%	98.7%	98.9%
利用延時間	—	96.6%	96.2%	95.3%	107.8%	98.7%	98.9%
利用施設数	—	76.9%	100.0%	80.0%	87.5%	100.0%	88.9%

2年度の実績	利用実人数は増加したが、利用延時間は前年度より減少している。
その他	計画策定期の28年度実績までは利用実人数は減少傾向だったが、29年度を境に利用実人数が増加傾向にある。

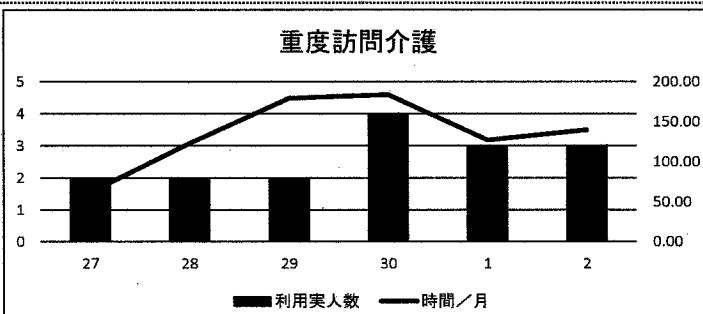
## 【重度訪問介護】

### 【内容】

重度の障がい者にヘルパーが身体介護や家事援助並びに外出時における移動中の介護など、総合的な居宅介護サービスを提供します。

### 【対象】

区分4以上。



【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数				3	4	4	4	5	6
時間／月				180.00	240.00	240.00	143.00	151.00	160.00
利用延時間				2,160.00	2,880.00	2,880.00	1,716.00	1,812.00	1,920.00
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	2	2	2	4	3	3	115.0%
時間／月	62.17	123.21	179.18	183.71	126.96	139.50	
利用延時間	746.00	1,478.50	2,150.20	2,204.50	1,523.50	1,674.00	
利用施設数	2	2	3	3	2	2	

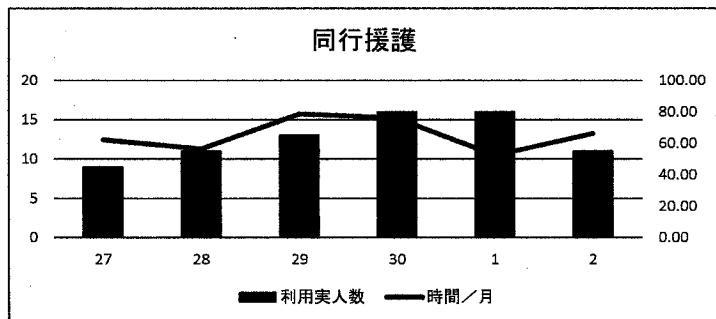
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	100.0%	100.0%	200.0%	75.0%	100.0%	115.0%
時間／月	—	198.2%	145.4%	102.5%	69.1%	109.9%	125.0%
利用延時間	—	198.2%	145.4%	102.5%	69.1%	109.9%	125.0%
利用施設数	—	100.0%	125.0%	120.0%	66.7%	100.0%	102.3%

2年度の実績	利用実人数は前年度と変わらず、利用延時間は微増している。
その他	

### 【同行援護】

**【内容】**  
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

**【対象】**  
独自の評価指標による。ただし身体介護を伴う場合は区分2以上。



	30	1	2	3	4	5
利用実人数	13	14	15	18	21	21
時間／月	78.00	84.00	90.00	54.00	55.00	56.00
利用延時間	936.00	168.00	180.00	648.00	660.00	672.00
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	9	11	13	16	16	11			
時間／月	62.29	56.29	78.67	75.92	52.38	66.25			
利用延時間	747.50	675.50	944.00	911.00	628.50	795.00			
利用施設数	6	8	7	4	5	5			

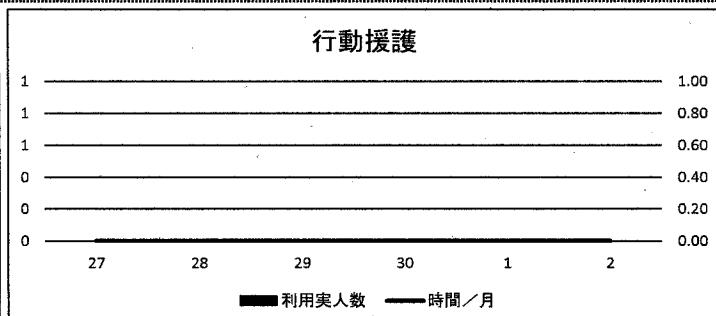
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	122.2%	118.2%	123.1%	100.0%	68.8%	106.4%
時間／月	—	90.4%	139.7%	96.5%	69.0%	126.5%	104.4%
利用延時間	—	90.4%	139.7%	96.5%	69.0%	126.5%	104.4%
利用施設数	—	133.3%	87.5%	57.1%	125.0%	100.0%	100.6%

<b>2年度の実績</b>	利用実人数は前年度より減少したが、利用延時間は増加している。
<b>その他</b>	利用施設が酒田市には「すずらん」と「酒田市社会福祉協議会」となっており、利用施設の不足が課題となっている。

### 【行動援護】

**【内容】**  
知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助を行います。

**【対象】**  
区分3以上でこれに相当する状態の障がい児を含む。



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	1	2	3	1	2	3
時間／月	4.00	8.00	12.00	4.00	8.00	12.00
利用延時間	48.00	96.00	144.00	48.00	96.00	144.00
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0			
時間／月	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
利用延時間	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
利用施設数	0	0	0	0	0	0			

	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	—	—	—
時間／月	—	—	—	—	—	—	—
利用延時間	—	—	—	—	—	—	—
利用施設数	—	—	—	—	—	—	—

<b>2年度の実績</b>	利用実績なし
<b>その他</b>	

【重度障がい者等包括支援】

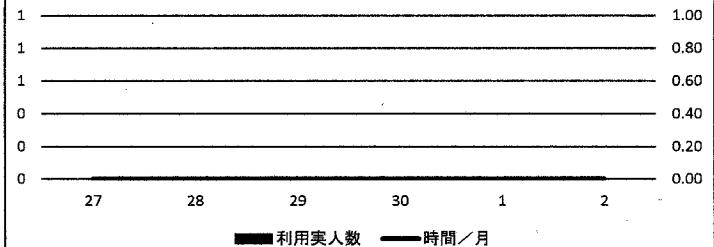
【内容】

常に介護が必要な最重度の障がいがある人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

【対象】

区分6でこれに相当する状態の障がい児含む。

重度障がい者等包括支援



【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数	1	1	1	1	1	1
時間／月	240.00	240.00	240.00	240.00	240.00	240.00
利用延時間	2,880.00	2,880.00	2,880.00	2,880.00	2,880.00	2,880.00
利用施設数						

【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0			
時間／月	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
利用延時間	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
利用施設数	0	0	0	0	0	0			

【伸び率】

	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	—	—	—
時間／月	—	—	—	—	—	—	—
利用延時間	—	—	—	—	—	—	—
利用施設数	—	—	—	—	—	—	—

【2年度の実績】

利用実績なし

【その他】

--	--

【生活介護】

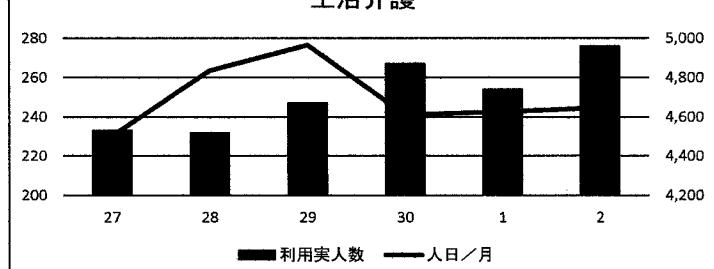
【内容】

常に介護が必要な人に、主に昼間に施設で入浴や排泄、食事の介護や創作活動などの機会を提供します。

【対象】

区分3以上。50歳以上は区分2。ただし入所施設ではそれぞれ区分4と区分3以上。

生活介護



【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数	239	242	246	264	270	275
人日／月	5,302	5,553	5,815	4,534	4,489	4,444
利用延回数	63,624	66,636	69,780	54,408	53,868	53,328
利用施設数						

【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	233	232	247	267	254	276			
人日／月	4,503	4,834	4,964	4,611	4,626	4,647			
利用延回数	54,032	58,010	59,567	55,336	55,507	57,760			
利用施設数	26	24	28	25	28	31			

【伸び率】

	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	99.6%	106.5%	108.1%	95.1%	108.7%	103.6%
人日／月	—	107.4%	102.7%	92.9%	100.3%	100.5%	100.7%
利用延回数	—	107.4%	102.7%	92.9%	100.3%	104.1%	101.5%
利用施設数	—	92.3%	116.7%	89.3%	112.0%	110.7%	104.2%

【2年度の実績】

利用実人数、利用延回数及び利用施設数は増加している。

【その他】

今後は利用者数は増加するが利用延回数は減少に転じると見込まれる。

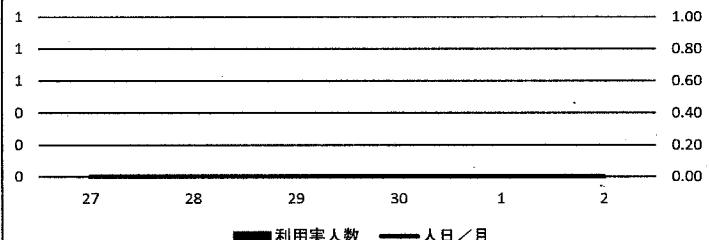
### 【自立訓練(機能訓練)】

#### 【内容】

身体障がい者が自立した日常生活・社会生活を営めるよう、必要な身体機能向上（理学療法、作業療法）などの訓練を行います。

#### 【対象】

### 自立訓練(機能訓練)



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	1	2	2	1	1	1
人日／月	22.00	44.00	44.00	22	22	22
利用延時間	264.00	528.00	528.00	264.00	264.00	264.00
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0			
人日／月	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
利用延時間	0.00	0.00	0.00	0	0	0.00			
利用施設数	0	0	0	0	0	0			

	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—						
人日／月	—						
利用延時間	—						
利用施設数	—						

2年度の実績	利用実績なし						
その他							

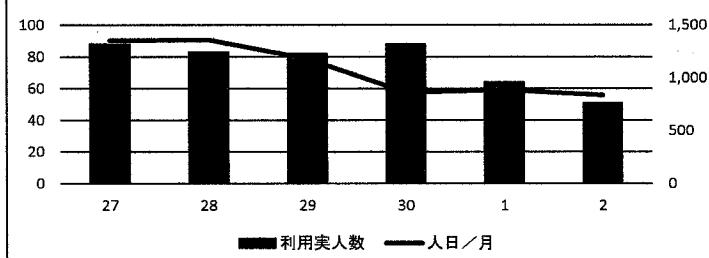
### 【自立訓練(生活訓練)】

#### 【内容】

知的障がい者、精神障がい者が自立した日常生活を営めるよう、生活能力向上などの訓練を行います。

#### 【対象】

### 自立訓練(生活訓練)



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	85	85	85	60	55	55
人日／月	1,540	1,540	1,540	737	671	610
利用延回数	18,480	18,480	18,480	8,844	8,052	7,320
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	88	83	82	88	64	51			
人日／月	1,353	1,359	1,179	862	890	836			
利用延回数	16,235	16,313	14,152	10,346	10,677	10,036			
利用施設数	14	15	13	11	13	13			

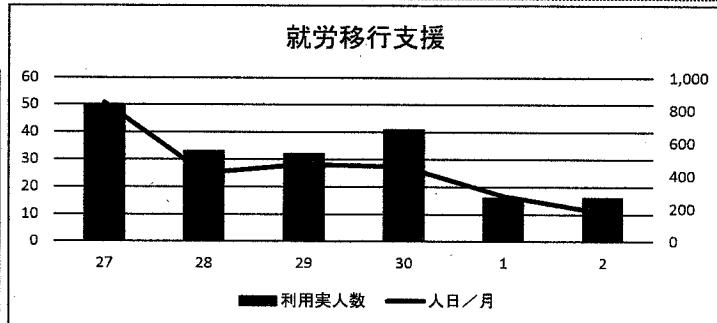
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	94.3%	98.8%	107.3%	72.7%	79.7%	90.6%
人日／月	—	100.5%	86.8%	73.1%	103.2%	94.0%	91.5%
利用延回数	—	100.5%	86.8%	73.1%	103.2%	94.0%	91.5%
利用施設数	—	107.1%	86.7%	84.6%	118.2%	100.0%	99.3%

2年度の実績	利用実人数、利用延時間は減少している。						
その他	今後は利用実人数及び利用延べ回数ともに減少が見込まれる。						

### 【就労移行支援】

**【内容】**  
就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されると見込まれる者に、生産活動などを通じて知識や能力を養成することで適性にあった就労ができるよう支援（職業訓練）を行います。

**【対象】**



【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数				32	34	35	16	14	14
人日／月				584	625	667	225	203	182
利用延回数				7,008	7,500	8,004	2,700	2,436	2,184
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	50	33	32	41	16	16			
人日／月	846	416	470	457	278	177			
利用延回数	10,152	4,988	5,634	5,481	3,332	2,824			
利用施設数	10	12	10	10	9	9			

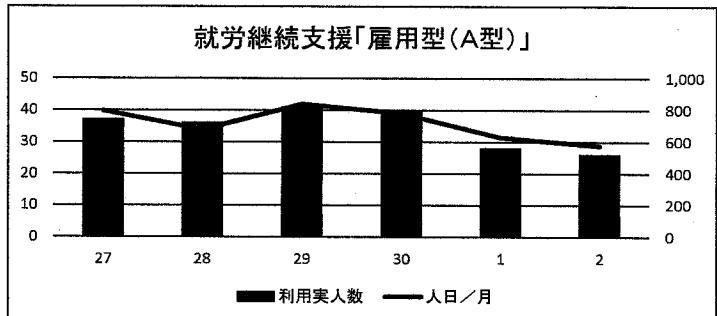
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	66.0%	97.0%	128.1%	39.0%	100.0%	86.0%
人日／月	—	49.1%	113.0%	97.3%	60.8%	63.7%	76.8%
利用延回数	—	49.1%	113.0%	97.3%	60.8%	84.8%	81.0%
利用施設数	—	120.0%	83.3%	100.0%	90.0%	100.0%	98.7%

<b>2年度の実績</b>	利用実人数は前年度と同様だったが、利用延回数は前年度より減少している。
<b>その他</b>	今後は利用実人数及び利用延べ回数ともに減少が見込まれる。

### 【就労継続支援「雇用型（A型）】

**【内容】**  
就労移行支援事業を利用したが一般企業の雇用に結びつかなかった者等を雇用し、職業訓練を行うことによって、一般就労への移行を支援します。事業者と利用者は雇用契約を締結し、労働関係法規が適用されます。

**【対象】**



【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数				36	36	36	25	24	23
人日／月				674	674	674	580	556	534
利用延回数				8,088	8,088	8,088	6,960	6,672	6,408
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	37	36	41	40	28	26			
人日／月	794	676	837	779	629	576			
利用延回数	9,524	8,106	10,041	9,348	7,547	6,910			
利用施設数	4	6	4	4	3	4			

	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	97.3%	113.9%	97.6%	70.0%	92.9%	94.3%
人日／月	—	85.1%	123.9%	93.1%	80.7%	91.6%	94.9%
利用延回数	—	85.1%	123.9%	93.1%	80.7%	91.6%	94.9%
利用施設数	—	150.0%	66.7%	100.0%	75.0%	133.3%	105.0%

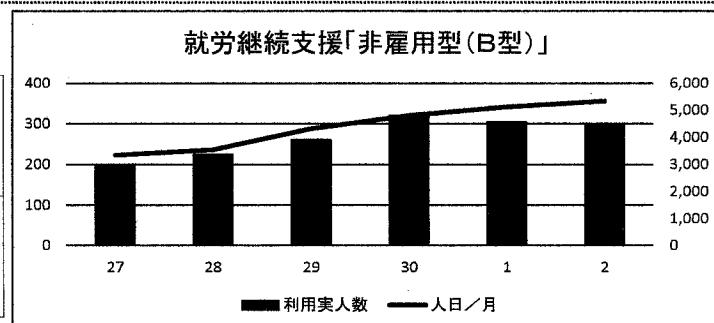
<b>2年度の実績</b>	利用実人数、利用延時間とともに前年度より減少している。
<b>その他</b>	令和元年度より、酒田市における就労継続支援A型は「すまいるらんどA」のみとなる。今後も減少が見込まれる。

### 【就労継続支援「非雇用型(Ｂ型)」】

#### 【内容】

就労移行支援事業を利用したが一般企業の雇用に結びつかなかった者等を対象に、職業訓練を通して、一般就労に向けた支援を行います。

#### 【対象】



【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数				319	380	453	381	427	478
人日／月				4,935	5,827	6,882	6,305	6,998	7,768
利用延回数				59,220	69,924	82,584	75,660	83,976	93,216
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	196	225	261	320	304	297			
人日／月	3,338	3,538	4,311	4,806	5,117	5,327			
利用延回数	40,055	42,456	51,730	57,675	61,402	63,923			
利用施設数	34	34	37	38	41	43			

	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	114.8%	116.0%	122.6%	95.0%	97.7%	109.2%
人日／月	—	106.0%	121.8%	111.5%	106.5%	104.1%	110.0%
利用延回数	—	106.0%	121.8%	111.5%	106.5%	104.1%	110.0%
利用施設数	—	100.0%	108.8%	102.7%	107.9%	104.9%	104.9%

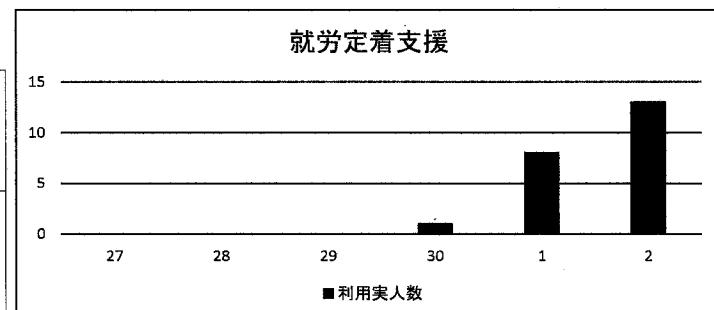
2年度の実績	利用実人数は減少したが、利用延時間は増加している。
その他	利用延時間及び利用施設数が毎年増加傾向にある。

### 【就労定着支援】

#### 【内容】

一般就労した障がい者が職場に定着できるよう、一定期間、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

#### 【対象】



【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	1	8	13			
人日／月	0.00	0.00	0.00	1.00	9.00	10.00			
利用延回数	0.00	0.00	0.00	1.00	62.00	118.00			
利用施設数	0	0	0	1	2	2			

【実績値】	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	0	0	0	1	8	13	
人日／月	0.00	0.00	0.00	1.00	9.00	10.00	
利用延回数	0.00	0.00	0.00	1.00	62.00	118.00	
利用施設数	0	0	0	1	2	2	

	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	800.0%	162.5%	481.3%
人日／月	—	—	—	—	900.0%	111.1%	505.6%
利用延回数	—	—	—	—	6200.0%	190.3%	3195.2%
利用施設数	—	—	—	—	200.0%	100.0%	150.0%

2年度の実績	利用実人数、利用延回数が増加した。
その他	今後も利用が増加すると見込まれる。

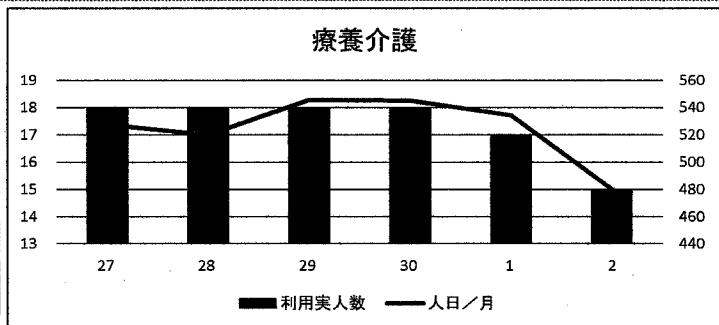
### 【療養介護】

#### 【内容】

医療が必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを提供します。

#### 【対象】

区分6の筋萎縮性側索硬化症等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理者。区分5以上の筋ジストロフィー患者等。



#### 【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数	20	21	22	16	16	16
人日／月	600	630	660	480	480	480
利用延回数						
利用施設数						

#### 【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	18	18	18	18	17	15			
人日／月	528	520	545	545	534	480			
利用延回数	6,331	6,241	6,545	6,542	6,412	5,759			
利用施設数	4	4	4	4	4	4			

	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	100.0%	100.0%	100.0%	94.4%	88.2%	96.5%
人日／月	—	98.6%	104.9%	100.0%	98.0%	89.8%	98.2%
利用延回数	—	98.6%	104.9%	100.0%	98.0%	89.8%	98.2%
利用施設数	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

2年度の実績	利用実人数、利用延回数が前年度より減少している。
その他	

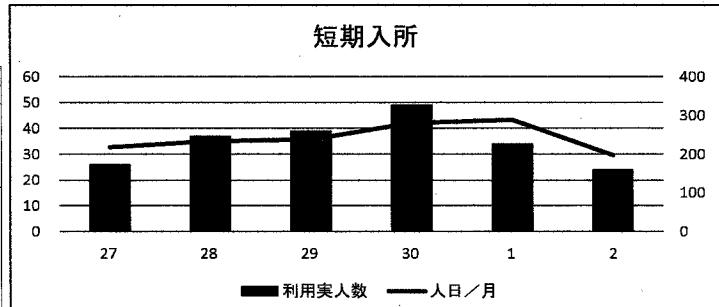
### 【短期入所】

#### 【内容】

在宅での介護が一時的に困難になった場合に、短期間施設に入所し、夜間も含め施設で入浴や排泄、食事の介護などのサービスを提供します。

#### 【対象】

区分1以上。障がい児については別に定める区分が1以上。



#### 【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数	44	48	52	42	46	52
人日／月	251	260	270	331	354	379
利用延回数						
利用施設数						

#### 【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	26	37	39	49	34	24			
人日／月	219	234	239	281	289	198			
利用延回数	2,625	2,810	2,865	3,373	3,466	2,376			
利用施設数	10	10	10	11	12	12			

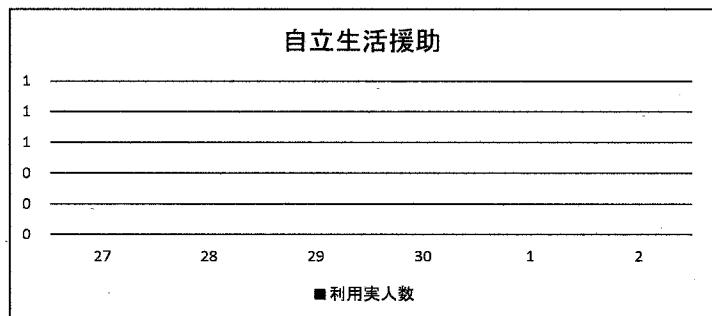
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	142.3%	105.4%	125.6%	69.4%	70.6%	102.7%
人日／月	—	107.0%	102.0%	117.7%	102.8%	68.6%	99.6%
利用延回数	—	107.0%	102.0%	117.7%	102.8%	68.6%	99.6%
利用施設数	—	100.0%	100.0%	110.0%	109.1%	100.0%	103.8%

2年度の実績	利用実人数、利用延回数は前年度より減少している。
その他	

【自立生活援助】

【内容】  
障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する障がい者に対して、一定期間、定期的な巡回訪問や適切な支援を行います。

【対象】



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				20	20	20	2	2	2
【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0

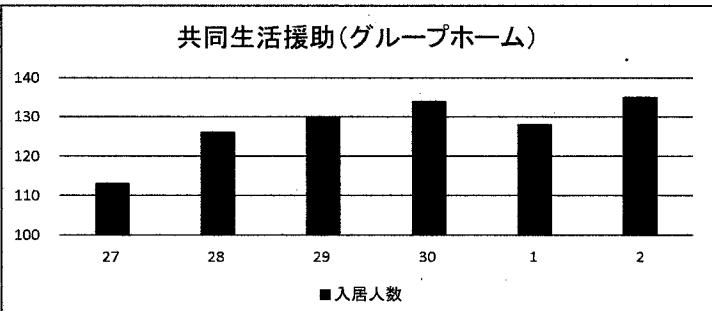
【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—

2年度の実績	利用実績なし
その他	

【共同生活援助(グループホーム)】

【内容】  
地域で共同生活を営むのに支障のない人に、共同生活を営む住居において、主に夜間に相談、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

【対象】



【計画値】				30	1	2	3	4	5
入居人数				152	168	184	136	140	144
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
入居人数	113	126	130	134	128	135			
利用施設数	21	18	25	22	23	23			

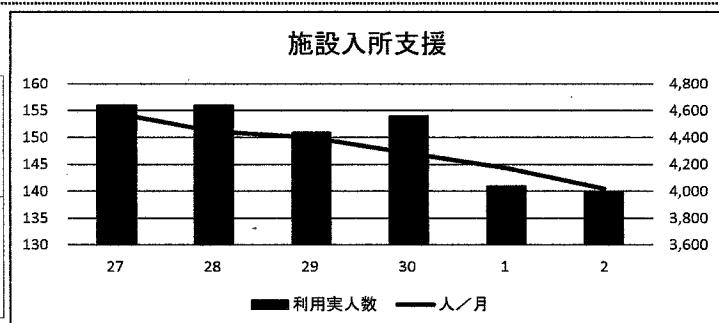
【計画値】	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
入居人数	—	111.5%	103.2%	103.1%	95.5%	105.5%	103.7%
利用施設数	—	85.7%	138.9%	88.0%	104.5%	100.0%	103.4%

2年度の実績	入居者数は前年度より増加している。
その他	入居施設の整備が進めば、今後も入居者数は増加していくものと見込まれる。

### 【施設入所支援】

**【内容】**  
施設入所者に対して、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護などのサービスを提供します。

**【対象】**  
区分4以上。50歳以上は区分3以上。



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	150	149	147	140	139	137
人／月	4,500	4,470	4,410	4,200	4,170	4,110
利用延回数						
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	156	156	151	154	141	140			
人日／月	4,580	4,445	4,401	4,284	4,172	4,020			
利用延回数	54,955	53,338	52,816	51,405	50,066	48,236			
利用施設数	16	15	16	15	13	14			

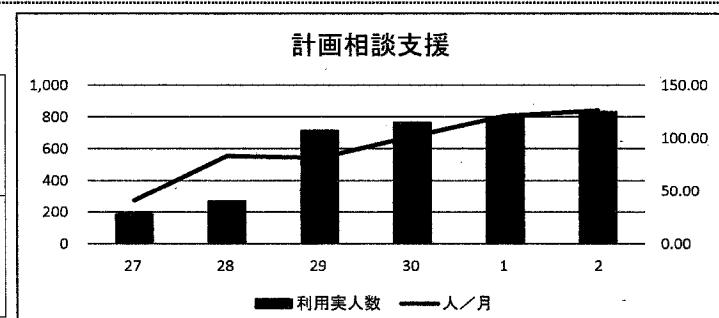
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	100.0%	96.8%	102.0%	91.6%	99.3%	97.9%
人日／月	—	97.1%	99.0%	97.3%	97.4%	96.4%	97.4%
利用延回数	—	97.1%	99.0%	97.3%	97.4%	96.3%	97.4%
利用施設数	—	93.8%	106.7%	93.8%	86.7%	107.7%	97.7%

<b>2年度の実績</b>	利用実人数、利用延回数は前年度より減少している。
<b>その他</b>	今後は利用実人数及び利用延回数ともに減少が見込まれる。

### 【計画相談支援】

**【内容】**  
障がい福祉サービスを利用する際に、サービス利用にかかる計画作成、利用調整などの支援を行います。

**【対象】**



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	196	233	277	193	199	205
人／月						
利用延回数						
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	766	799	831	811	864	873			
人日／月	102	121	126	146	182	211			
利用延回数	1,221	1,452	1,512	1,757	2,184	2,533			
利用施設数	27	27	28	27	29	32			

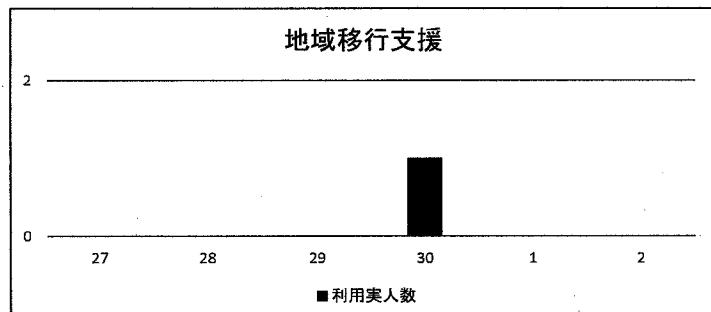
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	104.3%	104.0%	97.6%	106.5%	101.0%	102.7%
人日／月	—	118.9%	104.1%	116.2%	124.3%	115.9%	115.9%
利用延回数	—	118.9%	104.1%	116.2%	124.3%	116.0%	115.9%
利用施設数	—	100.0%	103.7%	96.4%	107.4%	110.3%	103.6%

<b>2年度の実績</b>	利用実人数、利用延回数及び利用施設数は増加している。
<b>その他</b>	利用実人数、利用延時間及び利用施設数、全てが増加傾向にある。

【地域移行支援】

【内容】  
住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。

【対象】



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実入数	2	4	6	2	4	6
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実入数	0	0	0	1	0	0			
利用施設数	0	0	0	1	0	0			

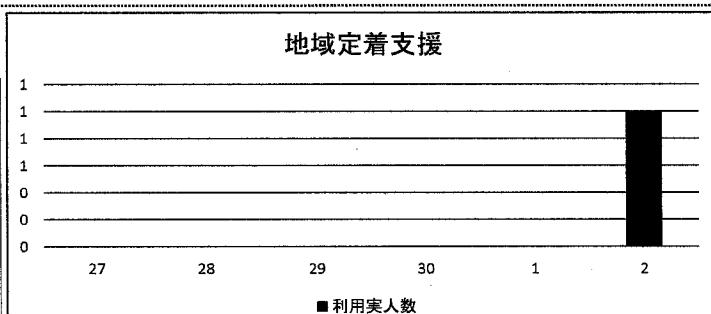
	27	28	29	30	1	平均伸び率
利用実入数	—	—	—	—	—	—
利用施設数	—	—	—	—	—	—

2年度の実績	30年3月のみ利用。
その他	

【地域定着支援】

【内容】  
當時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。

【対象】



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実入数	3	6	9	2	4	6
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実入数	0	0	0	0	0	1			
利用施設数	0	0	0	0	0	1			

	27	28	29	30	1	平均伸び率
利用実入数	—	—	—	—	—	—
利用施設数	—	—	—	—	—	—

2年度の実績	平成2年度は1人の利用があった。
その他	

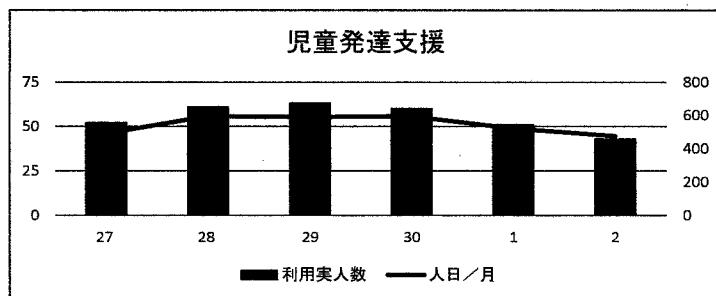
## 【児童発達支援】

### 【内容】

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

### 【対象】

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児。



### 【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数	84	98	114	39	37	36
人日／月	476	426	380	501	493	486
利用日数						
利用施設数						

### 【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	52	61	63	60	51	43			
人日／月	494	594	589	595	521	476			
利用延回数	5,926.00	7,125.00	7,073.00	7,141.00	6,253.00	5,715.00			
利用施設数	4	5	6	6	4	3			

	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	117.3%	103.3%	95.2%	85.0%	84.3%	97.0%
人日／月	—	120.2%	99.3%	101.0%	87.6%	91.3%	99.9%
利用延回数	—	120.2%	99.3%	101.0%	87.6%	91.4%	99.9%
利用施設数	—	125.0%	120.0%	100.0%	66.7%	75.0%	97.3%

2年度の実績	利用実人数、利用日数及び利用施設数、全てが前年度より減少している。
その他	新型コロナの影響によるサービス利用控えにより2年度は減少に転じた。

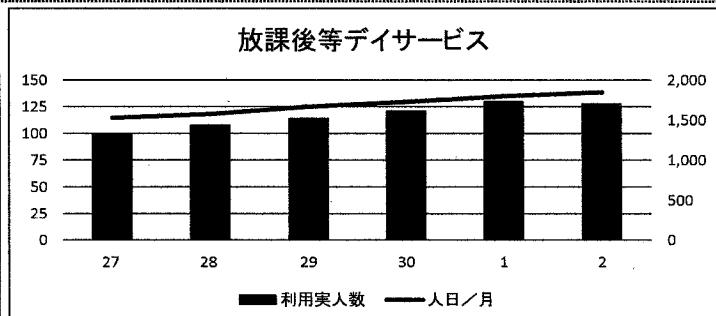
## 【放課後等デイサービス】

### 【内容】

授業の終了後または学校の休業日に、放課後等デイサービス等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

### 【対象】

学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休日に支援が必要と認められた障がい児。



### 【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数	123	131	140	126	135	144
人日／月	1,728	1,826	1,930	1,972	2,062	2,156
利用日数						
利用施設数						

### 【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	100	108	114	121	130	128			
人日／月	1,532	1,578	1,670	1,729	1,804	1,848			
利用延回数	18,378	18,938	20,038	20,747	21,646	22,175			
利用施設数	11	13	13	14	13	15			

	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	108.0%	105.6%	106.1%	107.4%	98.5%	105.1%
人日／月	—	103.0%	105.8%	103.5%	104.3%	102.4%	103.8%
利用延回数	—	103.0%	105.8%	103.5%	104.3%	102.4%	103.8%
利用施設数	—	118.2%	100.0%	107.7%	92.9%	115.4%	106.8%

2年度の実績	利用実人数及び利用日数ともほぼ前年並みの傾向にある。
その他	

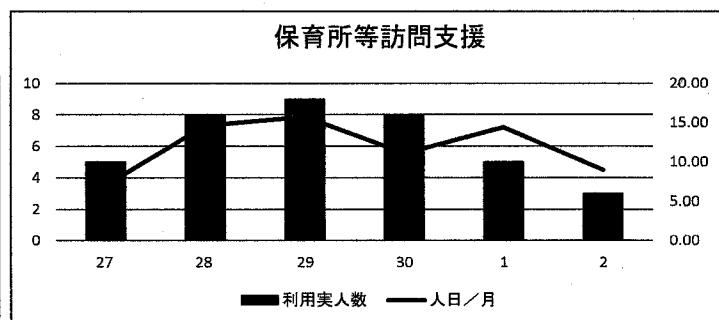
### 【保育所等訪問支援】

#### 【内容】

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

#### 【対象】

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児。



#### 【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数	10	10	10	4	4	4
人日/月	18	18	18	16	17	17
利用日数						
利用施設数						

#### 【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	5	8	9	8	5	3			
人日/月	7	15	16	11	14	9			
利用延回数	85	176	189	133	173	113			
利用施設数	1	1	1	1	1	1			

	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	160.0%	112.5%	88.9%	62.5%	60.0%	96.8%
人日/月	—	207.1%	107.4%	70.4%	130.1%	62.4%	115.5%
利用延回数	—	207.1%	107.4%	70.4%	130.1%	65.3%	116.0%
利用施設数	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

2年度の実績	利用実人数、利用日数とも前年度より減少している。
その他	利用施設は「はまなし学園」のみとなっている。

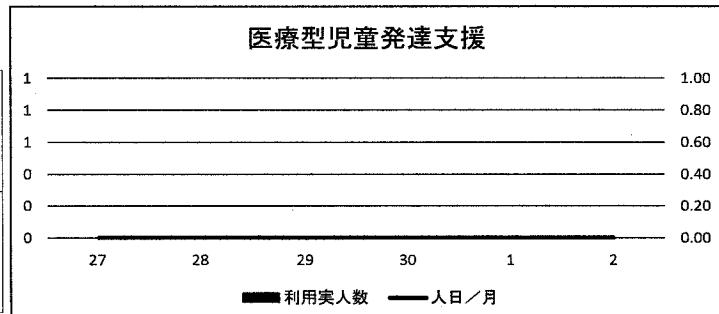
### 【医療型児童発達支援】

#### 【内容】

児童発達支援及び治療を行います。

#### 【対象】

肢体不自由児（上肢、下肢または体幹の機能障がい）があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児）



#### 【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数	1	1	1	1	1	1
人日/月	1	1	1	1	1	1
利用日数						
利用施設数						

#### 【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0			
人日/月	0	0	0	0	0	0			
利用延回数	0	0	0	0	0	0			
利用施設数	0	0	0	0	0	0			

	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	—	—	—
人日/月	—	—	—	—	—	—	—
利用延回数	—	—	—	—	—	—	—
利用施設数	—	—	—	—	—	—	—

#### 2年度の実績

利用実績なし

#### その他

【居宅訪問型児童発達支援】

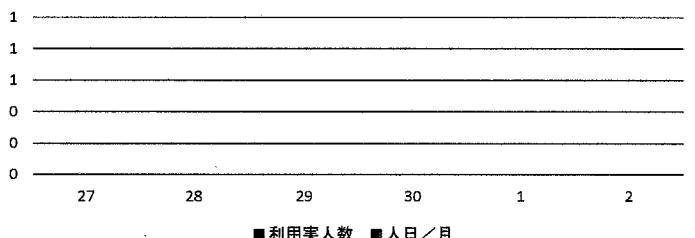
【内容】

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【対象】

重症心身障がい児などの重度の障がい児であつて、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児。

居宅訪問型児童発達支援



【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数	1	1	1	1	1	1
人日／月	1	1	1	4	4	4
利用延回数						
利用施設数						

【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	0		
人日／月	0	0	0	0	0	0	0		
利用延回数	0	0	0	0	0	0	0		
利用施設数	0	0	0	0	0	0	0		

	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	—	0	—
人日／月	—	—	—	—	—	—	—
利用延回数	—	—	—	—	—	—	—
利用施設数	—	—	—	—	—	—	—

2年度の実績

利用実績なし

その他

【障がい児相談支援】

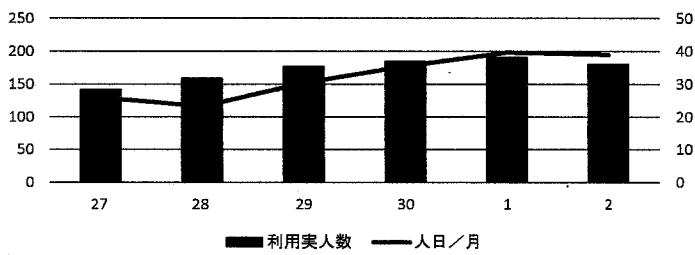
【内容】

障がい児通所支援を利用する際に、サービス利用にかかる計画作成、利用調整などの支援を行っています。

【対象】

障がい児。

障がい児相談支援



【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数	28	29	30	19	20	22
人日／月						
利用日数						
利用施設数						

【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	142	159	177	185	191	180			
人日／月	26	23	30	36	40	39			
利用延回数	312	278	365	426	476	466			
利用施設数	9	9	8	9	10	10			

	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	112.0%	111.3%	104.5%	103.2%	94.2%	105.1%
人日／月	—	89.1%	131.3%	116.7%	111.7%	98.3%	109.4%
利用延回数	—	89.1%	131.3%	116.7%	111.7%	97.9%	109.3%
利用施設数	—	100.0%	88.9%	112.5%	111.1%	100.0%	102.5%

2年度の実績

利用実人数、利用延べ回数が前年度より減少している。

その他

## 【医療的ケア児支援】

## 【内容】

医療的ケア児に対し、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を行います。

## 【対象】

障がい児。

## 医療的ケア児支援

1						
1						
1						
0						
0						
0						
27	28	29	30	1	2	■配置人数

【計画値】				30	1	2	3	4	5
配置人数				1	1	1	1	1	1

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	27	0	0	0	0	0	0	0	0

	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	27	—	—	—	—	—	—

2年度の実績	利用実績なし
その他	

## 令和2年度 専門部会の活動状況等について（実績）

### 相談支援部会

#### 第1回：令和3年7月16日（木） 開催中止

#### 第2回：令和3年8月25日（水） 書面開催

基本情報の書き方について  
コロナウィルス感染症対策等の情報共有

#### 第3回：令和3年10月16日（金）

酒田特別支援学校の先生との情報交換  
・卒業に向けた関わりについて  
・在学中の関わりについて

#### 第4回：令和3年1月28日（木） Web開催

学習会「グループスーパービジョン」

#### 第5回：令和3年2月25日（木） Web開催

学習会 「グループスーパービジョン」について  
年間反省と来年度計画

※下線部が前回協議会資料からの訂正部分

### 就労支援部会

#### 第1回：令和3年2月24日（水）

障がい者就労支援カフェ「えーる」について  
事例発表 ふるさと納税返礼品への取り組み  
農福連携事業への取り組み

#### ■障がい者バザー（本庁舎1階フリースペース東側）等開催状況

開催期間	総売上額	参加事業所数
①R2.9.7（月）～9.11（金）	242,135円	13事業所
②R3.3.1（月）～3.5（金）	267,840円	11事業所

### 地域生活支援部会

未実施

### 児童・発達支援部会

#### 第1回：令和2年10月2日（金）

第1期酒田市障がい児福祉計画における障がい児支援の提供体制の整備に係る目標について

酒田特別支援学校の児童・生徒への登校支援について  
新型コロナウィルス感染症対応下での課題について

## 医療的ケア児連絡会

### 第1回：令和2年10月2日（金）

医療的ケア児の支援体制について  
医療的ケア児の現状について  
医療的ケア児の高校卒業後の進路について

## 令和3年度 専門部会の活動状況等について（予定）

### 相談支援部会

#### 第1回：令和3年6月24日（木）

令和3年度報酬改定の概要（庄内総合支庁地域保健福祉課福祉指導担当）  
学習会「グループスーパー・ビジョン」

#### 第2回：令和3年8月20日（金）Web開催

酒田特別支援学校との情報交換会

#### 第3回：令和3年10月15日（金）研修・事例検討

#### 第4回：令和3年12月21日（火）サービス管理責任者との情報交換

#### 第5回：令和3年2月24日（木）次年度計画・事例検討

### 就労支援部会

#### 第1回：令和4年2月（予定）

#### ■障がい者バザー（本庁舎1階フリースペース東側）4回開催予定

開催期間	総売上額	参加事業所数
① R3.6.7（月）～6.11（金）	278,800円	12事業所（酒田特別支援学校含む）
② R3.9.6（月）～9.10（金）	中止	
③ R3.12.6（月）～12.10（金）		
④ R3.3.7（月）～3.11（金）		

### 児童・発達支援部会

#### 第1回：令和3年7月21日（水）書面開催

障がい児ほっとふくし券の利用拡大について  
放課後等ディーサービスの空き状況について

#### 第2回：令和4年1月（予定）

### 地域生活支援部会

#### 第1回：令和3年12月（予定）

# 酒田所管内(酒田市、庄内町、遊佐町)の障害者の状況

ハローワーク酒田

## 1 障害者求職登録状況(令和3年6月末)

部位別 区分	合計		身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他の障害者	
		割合		割合		割合		割合		割合
有効中	216	(19.7)	108	(21.0)	29	(11.1)	64	(23.7)	15	(29.4)
就業中	673	(61.4)	299	(58.2)	190	(72.8)	152	(56.3)	32	(62.7)
保留中	207	(18.9)	107	(20.8)	42	(16.1)	54	(20.0)	4	(7.8)
合 計	1,096	12.3%	514	7.5%	261	21.3%	270	32.7%	51	-

・有効中は求職中の者、就業中は就職・自営等、保留中は病気等で一時的に求職していない者

・合計の割合は、手帳所持者のうち当所に障害者登録している者の割合

・「その他の障害者」は、難治性疾患患者・発達障害・高次脳機能障害等のうち障害者手帳非所持者

・( )は、登録者のうち有効中・就業中・保留中の割合

## 2 障害者手帳有効件数(令和3年3月末) (資料出所:酒田市・庄内町・遊佐町)

部位別 区分	合計		身体障害者		知的障害者		精神障害者	
		割合		割合		割合		割合
酒田市	6,427	(73.1)	4,971	(72.7)	916	(74.8)	610	(73.9)
庄内町	1,393	(15.7)	1,051	(15.4)	194	(15.8)	151	(18.3)
遊佐町	956	(11.2)	818	(12.0)	114	(9.3)	64	(7.8)
合 計	8,776	100.0%	6,840	76.9%	1,224	13.8%	825	9.3%

・総数で、高齢者・年少者を含む。対前年比、合計で▲0.98%、身体▲1.9%、知的1.7%、精神3.5%

## 3 民間企業の障害者雇用率(各年度6月1日)

項目 年度	企業数	常用労働者数	基礎労働者数	障害者 数(カウント)	雇用率			雇用率達成企業	
					酒田所	山形県	全国	企業数	達成割合
26年度	109	16,321	15,321	317.5	2.07	1.88	1.82	75	68.81%
27年度	111	16,878	15,872	324.0	2.04	1.93	1.88	73	65.77%
28年度	112	16,923	15,872	338.5	2.13	1.96	1.92	73	65.18%
29年度	109	16,633	15,616	350.5	2.24	2.03	1.97	72	66.06%
30年度	127	17,322.5	16,395.5	377.0	2.30	2.06	2.05	75	59.06%
元年度	125	16,936	15,982	369.5	2.31	2.09	2.11	76	60.80%
2年度	123	16,732	15,791.5	357.0	2.26	2.11	2.15	75	61.00%

・対象企業は、管内に本社のある法人で基礎労働者数が25~29年度までは50人以上、30年度からは45.5人以上

・基礎労働者数は、常用労働者数から除外率を控除した数

・対象労働者は、週の労働時間が20H以上~30H未満を0.5人として算定

## 4 安定所紹介による就職状況(令和2年度)

男女別 部位別	合計			男		女	
		うち重度	割合		うち重度		うち重度
身体障害者	31	5	36.5%	21	5	10	0
知的障害者	8	2	9.4%	2	0	6	2
精神障害者	36	-	42.4%	23	-	13	-
他の障害者	10		11.8%	6		4	
合 計	85	7	100.0%	52	5	33	2

・重度は身体で1・2級(3級重複)、知的はA又はBのうち指定機関で重度判定を受けた者

・障害を非開示(クローズ)で紹介し採用された者を含む

令和2年度(4月～3月) 相談支援事業所 あおぞら 相談支援件数表(酒田市)

月	延べ件数	障がい種別						支援方法						支援内容						計												
		18歳以上	18歳未満	身体	精神	知的	発達	高次脳機能	その他	計	訪問	来所	同行	電話	Eメール	個別支援会議	関係機関	福祉サービス	計	健康医療	障がい症状理解	保育教育	家族人間関係	家計経済	生活技術	就労	社会参加余暇活動	権利擁護	その他			
4	17	3	2	0	6	9	1	0	2	20	9	3	2	29	0	0	38	0	81	53	2	6	3	0	0	1	13	3	0	0	0	81
5	13	1	3	0	3	7	0	0	1	14	7	0	2	18	0	0	20	0	47	31	9	2	0	0	1	0	0	4	0	0	0	47
6	16	4	3	0	4	9	0	0	4	20	4	2	1	16	0	1	29	0	53	43	2	4	1	0	1	1	0	0	0	0	1	53
7	18	2	4	0	5	8	0	0	3	20	5	1	2	16	0	0	40	0	64	42	10	5	4	0	2	1	0	0	0	0	0	64
8	6	1	4	0	1	2	0	0	0	7	2	1	0	2	0	0	15	0	20	14	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	20
9	13	1	5	0	4	5	0	0	0	14	3	4	0	5	0	0	32	0	44	27	9	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	44
10	25	1	8	0	9	9	0	0	0	26	10	2	0	18	0	0	66	0	96	50	6	11	11	1	1	10	5	0	0	1	96	
11	18	1	6	0	4	8	0	0	1	19	12	2	1	26	2	0	35	0	78	53	6	11	8	0	0	0	0	0	0	0	0	78
12	12	0	3	0	3	5	0	0	1	12	0	0	0	13	1	0	9	0	23	8	1	10	2	0	1	1	0	0	0	0	0	23
1	13	0	3	0	4	4	0	0	2	13	5	1	2	15	0	0	20	0	43	26	3	9	2	0	1	0	0	0	0	0	0	43
2	18	2	1	0	7	12	0	0	0	20	10	2	0	10	1	0	20	0	43	17	0	11	8	0	0	5	2	0	0	0	43	
3	18	3	3	0	9	9	0	0	0	21	6	5	0	21	1	0	15	0	48	22	4	12	6	0	0	1	0	1	0	0	2	48
計	187	19	45	0	59	87	1	0	14	206	73	23	10	189	5	1	339	0	386	55	89	48	1	7	20	20	8	2	0	4	640	
																													640			

令和2年度 庄内障害者就業・生活支援センターの支援実施状況について

令和2年4月～R3年3月

① 障害種別の支援対象障害者(登録者)数(人)

	身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
合計	47	188	125	21	381

② 新規登録者(人)

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
8	19	20	10	57

③ 障害者に対する相談・支援件数(件)

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
205	1,393	829	122	2,549

④ 職場実習のあっせん件数(件)

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
4	15	17	5	41

⑤ 就職件数(件)

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
6	19	21	2	48

⑥ 職場訪問により定着支援を実施した件数(件)

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
19	147	33	0	199

## 用語・支援内容

①

障害種別	身体障害	四肢・体幹・内部障害・視覚・聴覚等 身体的障害
	知的障害	知的な面での障害
	精神障害	精神疾患の診断がある方
	その他	診断がついていない方・発達障害等

② 新規登録

支援希望者は、契約ではなく登録することで支援サービスの利用が可能。

鶴岡高等養護学校 3年生で一般就労予定者は、毎年登録している。

③ 相談・支援件数

主に就職、就労の継続に関する相談。職業の選択や生活リズム、職場での人間関係、金銭管理等の相談が多い。

主となる障害で集計。重複して障害を持っている方もいるが、生活上の支障となっている障害について集計している。

④ 職場実習のあっせん

就職見極め実習	当該企業への就職を前提とした1週間～2週間程度の実習。 就職希望者・事業者双方が、適性を確認するために、就職後に担当する予定の業務内容について実習を行う。実習終了後、振り返りと雇用について話し合いを行う。ミスマッチを防ぐ。
お仕事体験実習	就職や、職場についてのイメージが持てない方、いろいろな職業体験を希望する方を対象に実施。福祉事業所・小売店・農園などで軽作業を体験する。1人3日以上で1件

⑤ 主たる障害について集計

⑥ 定着支援

就職した本人・雇用事業所双方が支援の受け入れを了解した場合、本人・企業に対し支援を提供。

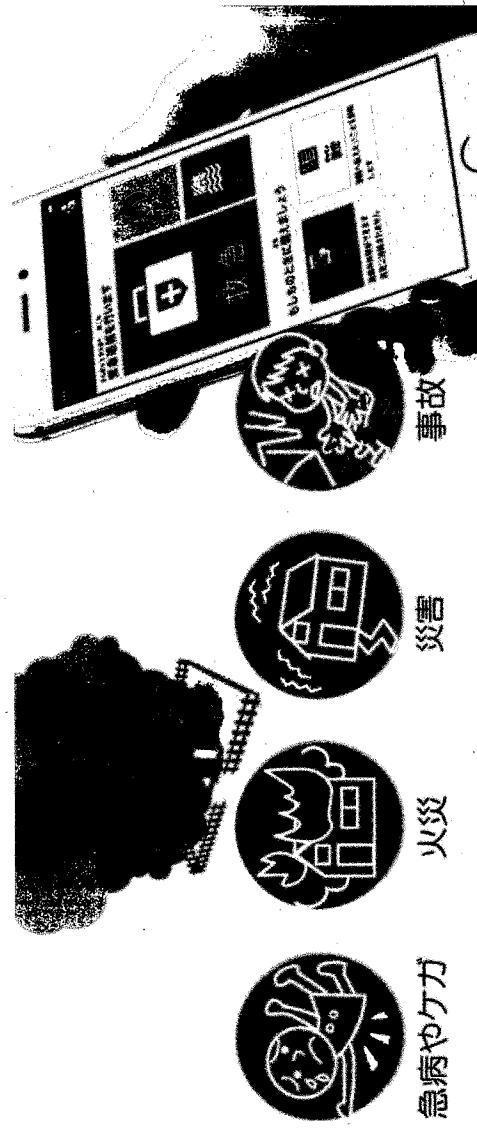
支援内容は、障がい特性の理解促進、業務遂行上の課題への取り組み、就労を継続するための生活上の課題への助言等を行う。支援・面談は、雇用企業への訪問する場合や本人の居宅を訪問する場合、かどるに本人・家族等が来所して行う場合がある。

支援方法は、直接の面談の他、電話・メールでの対応もある。

障害者総合支援法の定着支援の3年の期限が終了した方の支援を引き継ぐ場合もある。

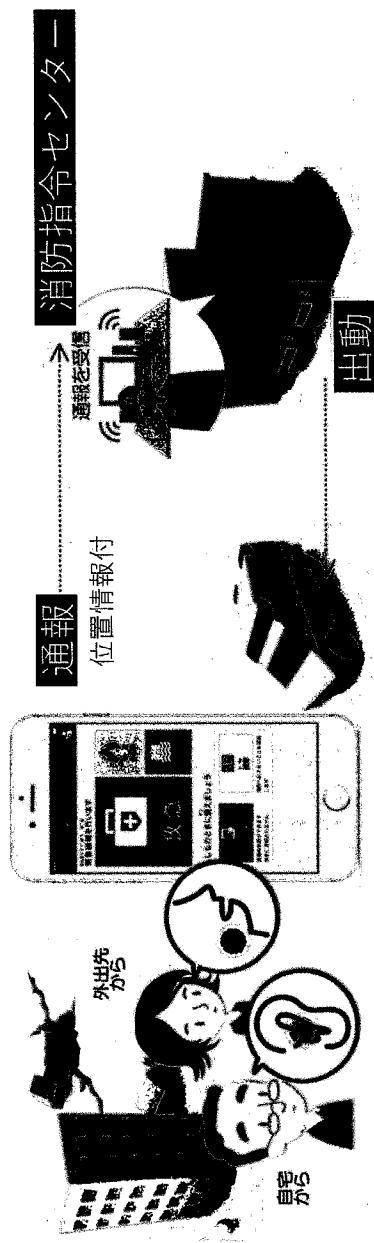
## 1. NET119 緊急通報システム

聴覚や発話に障がいのある方による音声による通報が困難なための緊急通報システム



41

スマートフォンや携帯電話を利用して、簡単な操作で素早く119番通報することができます。また、位置情報付で通報ができるため、消防は場所を確認して現場に急行することが可能です。

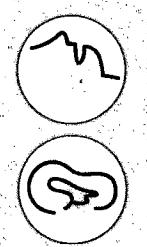


## △ご登録にあたっての注意事項

### ■登録対象者について

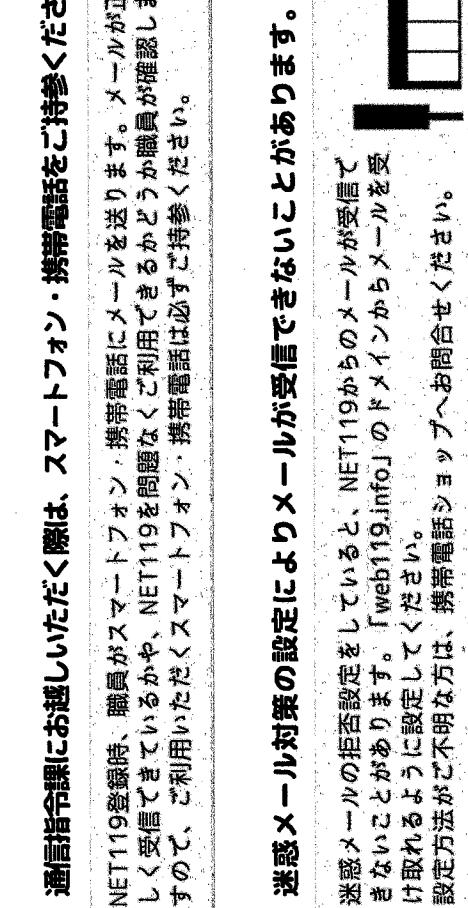
聴覚または発話機能の障がい等により、音声で会話することができますが、困難である方で、〇〇市、〇〇市または〇〇町のいずれかに居住、または通学・通勤でいる方。

\*※障がい者手帳の交付を受けている必要があります。



### ■通信指令課にお越しいただく際は、スマートフォン・携帯電話をご持参ください。

NET119登録時、職員がスマートフォン・携帯電話にメールを送ります。メールが正しく受信できているかや、NET119を問題なくご利用できるかどうか職員が確認しますので、ご利用いただくスマートフォン・携帯電話は必ずご持参ください。

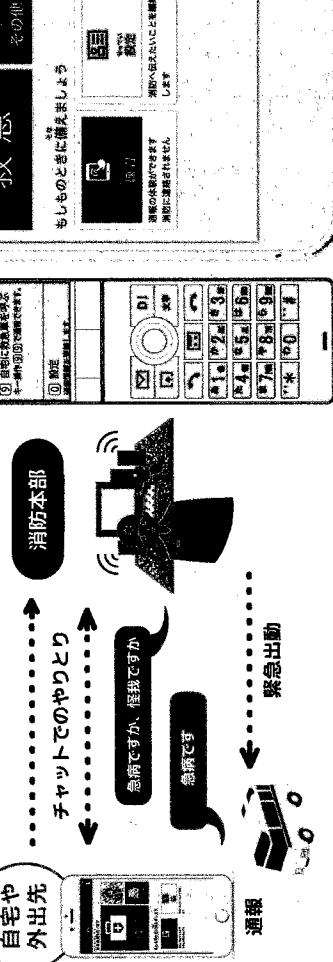


### ■迷惑メール対策の設定によりメールが受信できないことがあります。

迷惑メールの拒否設定をしていると、NET119からのメールが受信できなくなることがあります。「web119.info」のドメインからメールを受け取れるように設定してください。  
設定方法がご不明な方は、携帯電話ショッピングへお問合せください。

### ■端末やブラウザの位置情報設定は必ず「オン」にしてください。

ご利用の際は、位置情報設定をオンにしてください必要があります。



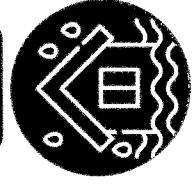
お問い合わせ先  
○○消防本部 通信指令課  
〒000-0000 〇〇市〇〇町〇〇番地  
メール xxxxxxxx@xxx.jp  
ファックス 000-000-0000 電話番号 000-000-0000

## 119 NET119緊急通報システム

### 利用料: 無料

インターネット回線の利用に伴う通信料が必要になります。

その他



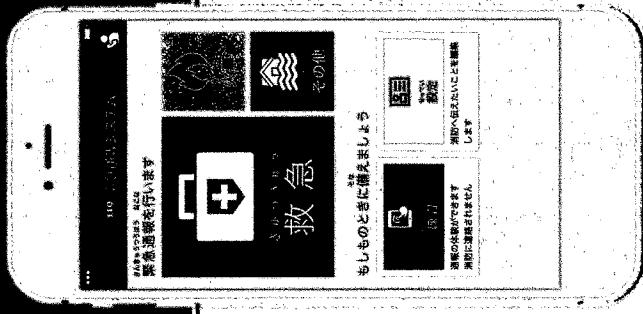
火事



救助



NET119は聽覚や発話等の障がいにより、音声での緊急通報が困難な方を対象としたスマートフォンや携帯電話を使って消防へ緊急通報できるサービスです。



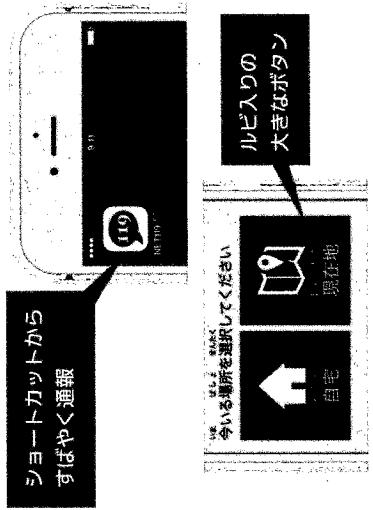
NET119をご利用いただくには、事前登録が必要です。

# NET119

# かんたん操作

## point.1

ホーム画面やブラックマークから  
すぐに通報できます。



選択するボタンにはルビ（ふりがな）  
入りの文字とピクトグラム（絵文字）  
が表示されているため、内容が  
一目でわかります。

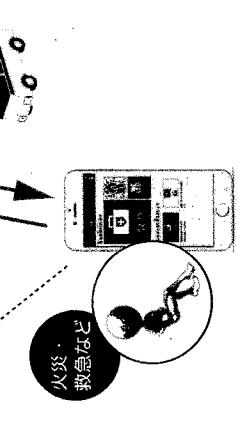
## point.2

## 外出先からでも利用可能

NET119は日本国内で利用できます。

通報時、今いる場所の位置情報を自動的に  
送信することができます。

通報を受信した消防本部では  
・あなたの居場所を確認し、  
一番新しい消防車や救急車を  
出動させます。

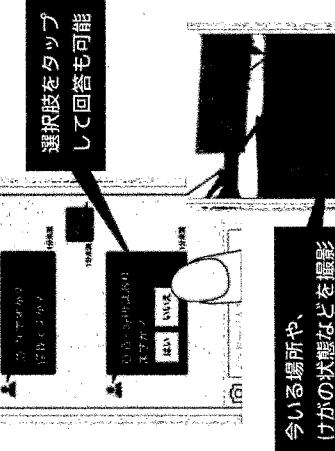


通報は位置情報設定がオンになつて  
いる必要があります。  
オフの場合は通報できませんので、  
常時オンにしておいてください。

## point.3

通報後、チャットでやりとり  
現在の状況を消防に伝えることができます。

消防からの質問には、「はい」「いいえ」  
などのボタンで回答できます。  
スマートフォンでは写真を送信することも  
できます。

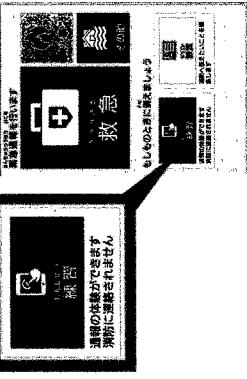


## point.4

## いつでも練習

もしものときに備えて、  
本番と同じ操作方法で、いつでもどこでも  
練習をすることができます。

練習通報では、消防に通報されません。  
緊急時には使用しないでください。



## 対応機種について



※一部、お使いの端末によってご利用できない場合があります。

・インターネットでの通信が可能であること  
・メールの送受信が可能であること